

<論 説>

ドイツカメラリスムスと経済学

阿 部 弘

目次

- | | |
|---|---|
| <p>1 カメラリスムス学問の体系の基本的性格</p> <p>(1) カメラリスムス学問の位置づけ</p> <p>(2) ユスティの体系</p> <p> 1) ユスティの「カメラリスムス学問」の特徴</p> <p> 2) 1754年の体系</p> <p> 3) 「国家経済論」と「行政学」</p> <p>2 ウンタータン管理（行政学）</p> <p>(1) 「所有」体制の変化</p> <p> 1) 「ブルジョア」と「ウンタータン」</p> <p> [1] 「市民」概念の変化</p> <p> [2] 「ウンタータン」</p> <p> 2) ユスティの「所有体系論」と「国家財政システム」</p> <p> 3) ユスティのウンタータン（Unterthan）と福祉の定義</p> <p>(2) "capital"概念の体系への導入と位置づけ</p> <p> 1) 人頭税</p> <p> 2) 「資産」</p> <p>(3) K.H.ラウの整理</p> <p> 1) 19世紀初頭の「カメラリスムス学問」の位置づけ</p> <p> 2) 『カメラリスムス学問大綱』（1823）</p> | <p>3) 『カメラリスムス学問について』（1825）</p> <p> [1] 「カメラリスムス」の内容とその発展</p> <p> [2] 私経済と「資本」の位置づけ（§§.13-14）</p> <p> [3] ビュルガーと国家臣民（ウンタータン）. (§.15)</p> <p>3 シュトルヒとラウ</p> <p>(1) シュトルヒ</p> <p> 1) 鳥瞰図：ペテルブルグ・ロシア帝国・その統計（1792-1795）</p> <p> 2) 『経済学教程』（1815）</p> <p>(2) ラウ</p> <p> 1) シュトルヒ『経済学教程』のラウによる翻訳書『国民経済学ハンドブック』（1819）</p> <p> 2) カメラリスムス学問の整理と「経済学」</p> <p> 3) 『経済学教程』（1826-1832）</p> <p>(3) 国家学…まとめ</p> <p> 1) ロッシャー『国民経済学の体系』</p> <p> 2) ローレンツ・フォン・シュタインの「国家学体系」</p> |
|---|---|

[凡例]：注（#…）は脚注／（*…）は論文末の註釈

1 カメラリスムス学問の体系的性格

(1) カメラリスムス学問の位置づけ

16-18世紀のドイツ地域で展開されてきた「カメラリスムス（官房学・国庫学—Camerall-/Kameral-wissenschaft）」は通常は時の支配者である王室の財政基盤を安定させるための収入技術論と目されてきた*01。このことは「カメラリスムス」を科学として扱わず、せいぜい財政学の前期的形態と看做す風潮を醸しだしてきた。「カメラリスムス」は一般にはイギリスやフランスで17～18世紀に発達した「重商主義」のドイツ版*1であるとされながらも、アダム・スミスが1776年に『諸国民の富』のなかでこの「重商主義」それ自体を批判したことによって、19世紀にもなると、「カメラリスト」K・H・ラウでさえ「カメラリスムス学問」の標識を外してしまい、「経済学」研究からは脱落してしまった*2。

しかしながら「カメラリスムス」をその歴史的発展過程で観てくると、イギリスやフランスで展開された「重商主義」とは異なって「国家学（Staatswissenschaft）」というものを追求してきている体系であることが判明する。この場合の「国家学」の全体的特徴は「ポリツァイ学（Policey-/Polizei-Wissenschaft）」（「行政学」）の体系化にあった*02。

カメラリスムス学問は1727年の「大学講座」設置以降は、強力な国富に基づいた国家建設を目的とした*03。そのために「領邦国家体制」のもとで国家権力の基礎を形成する「国民・国富」形成がどのようにしたら可能になるかを追求してきた。それまでの「貴族」を主体とする、土地支配体制による資産形成の論理が、商業・貨幣経済の発展とともに、土地に基づかない「動産」を主としたものへと展開していくなか

で、人民全体を包摂するためにこの両方の資産を国家権力の枠に組み込む作業が開始された。

カメラリスムス学問がどのような内容をもったものなのか、1937年ケルン刊行のマグダレーネ・フムパート（Magdalene HUMPERT）『カメラリスムス文献学』で概観しておこう〔ここで対象とされた文献は、フンパートが設定した、1520-1850年の「カメラリスムス展開時期」に現われたものである*3〕。

1727年のハルレとフランクフルト/Oの大学での講座設置以後に形成される「後期カメラリスムス」（フンパートはこれを「カメラリスムス学問のアカデミーでの育成の時期」とみている）学問は次のような種々の領域にまたがって構成されている。この領域全体をカバーしているものはない。その領域は次の通り〔（）内の数字はこの領域を対象とした文献数で重複を含む数である*04〕：

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1 私経済：農業 (1629) | |
| 林業 (525) | |
| 技術学 (1502) | |
| 商業学 (1650) | |
| 銀行および取引所論 (397) | |
| ----- | |
| | 私経済 文献総数 (5703) |
| 2 行政学 (4371) | |
| 3 狭義のカメラリスムス：財政学 (430) | |
| 4 統計学 (187) | |
| 5 官房会計制度論 (105) | |
| 6 官房実践論 (133) | |
| ===== | |
| | 文献総数 (10929) |

フンパートの『文献学』では、この他に「前期カメラリスムス文献」（フンパートはこれを「アカデミア以前のもの」としている）が566掲げられている。フンパートは、1727年のハル

#1：HECKSCHER, Merkantilismus, Bd.2, S.11/ Eng. Vol.2, pp.20-21. (「文献一覧」参照, 以下同じ)

#2：TAUTSCHER, Geschichte, S.25.

KAWAMATA, 川又祐「官房学」, 26ページ

#3：HUMPERT, "Vorwort der Verfasserin und Hinweise für die Benutzung der Bibliographie", S.V)

*01：「国庫主義」

*02：ドイツの「国家学」研究/

*03：「カメラリスムス」の大学での講座化

*04：カメラリスムス学問の世界

レとフランクフルト/Oにおけるアカデミヤ設立を以てカメラリズム学問が成立する時期に入ったとしている^{#4}。上記の表はその範囲の文献に関したものである。

以上の諸領域の中で、「私経済」領域の占める割合は、フンパートが掲げている「学問としてのカメラリズム文献」数12231中の実に48%（「私経済」には先に掲げた文献以外に「保険分野」の113文献数を含む）にのぼる。いかに「経済」を重視したものであるかが判明するのであるが、このうち「農業・林業」が「私経済」の中で37%（文献数：2164）を占めている。しかも文献の中にはヨハン・ハインリッヒ・G・ユスティ（Johann Heinrich Gottlobs von JUSTI）の著作のように複数回登場するものもかなりあることを考えればこの文献総数に占める割合はもっと高くなるのである。ドイツ地域は農業を中心とした地域であったので、この数字は当然だといえる。したがって各領邦国家の財政収入体系も、これらの農業を中心とした産業を基盤としたものでなくてはならなかったのである。むしろこの「農業」関係を基盤にして工業技術を興していこうとするのが「カメラリズム」学問の基本的姿勢だったと考えられる。「国富」もこの上に成り立つものであった。ユルゲン・クチンスキー（Jürgen KUCZYNSKI）の指摘はドイツ地域で「経済学」が「国家学」の基本をなし、すべて「国家学」の観点から学問を体系化するさいの「自国内の産業による国富観」というポイントを提供しているのではないだろうか^{#5}。

以上のようなドイツ・カメラリズムの政策体系は、イギリスやフランスで同様な政策が展開してきた「重商主義」の政策体系と相通じるところがある。エリ・ヘクシャー（Eli Filip HECKSCHER）が、ドイツでの「重商主義」として「カメラリズム学問」を指したのは以

上のような背景があったからであった。そして前掲のクチンスキーもまた「カメラリズム学問」を同様に扱っている^{#6}。

国家の支出と、そのための収入体系がどうあるべきかという問題は、そのことが国家の安寧・「福祉」問題として、一方にはそのような課題の遂行のための「行政学（ポリツァイ）」を成立させることになるのであったが、他方国民生活の特に経済面の諸問題と関わっていたために、経済全体の法則的把握が問題となってきたのであった。ここに「経済学」への橋渡しが可能になってきたのであった。

（2）ユスティの体系

1）ユスティの「カメラリズム学問」の特徴

ここでこの膨大な体系に挑んだユスティの研究について観ていこう。ユスティの諸著作をフンパートが次のように整理しているのは興味あるところである（〔表1〕）

このフンパートの表で観ると、ユスティの研究は、カメラリズム学問の体系に関するものと、「私経済」で「農業」・「技術」の他は「行政学」「財政学」に集中していることが判る。そしてカメラリズム学問の体系に属する研究は『国家経済論』（1755/1758）とされているのである。「集大成」とされているものは「論説集」みたいなものであるから、フンパートが考えている「体系」は経済的な観点からのものであると見做していい。

『国家経済論』（1755/1758）にあってユスティが最大の関心を示しているのは、この当時に興隆してきたブルジョアやウンタータンと呼ばれる層の人々を国家権力が如何にして把握するか、ということであった。ユスティはその研究体系の中に、農業などの土地経済関係だけでなく、商業などを持ち込み、貨幣経済を追求

#4：Humpert,ibid., "Vorwort..."

#5：KUCZYNSKI Jürgen："Zur politökonomischen Ideologie in Deutschland vor 1850 und andere Studien." Akademie-Verlag, Berlin, 1960

#6：KUCZYNSKI, ibid., "1.Die Kameeralisten." クチンスキーは次に、
"2.Die Physiokraten"としている。

するに見えるが、それはその「貨幣」の担い手としてこのブルジョアやウンタータンを考えているからである。

以上の基礎作りはユスティのアカデミア教授への就任の1750年頃から始まる。

【表1：フムパートの分類の中でのユスティの研究の位置】

(「1755」など年号はユスティの文献の発行年。ユスティの文献の詳細は「文献一覧：JUSTI」参照)：

- I. 科学以前のカメラリスムス文献
- II. カメラリスムス学問の科学的形成期のカメラリスムス文献
 - A. カメラリスムス学問の全体の分野
 - 1 カメラリスムス学問の歴史
 - 2 カメラリスムス学問の大学の研究に関する提議
 - 3 体系的基礎とテキスト
 - 1755: Staatswirthschaft
 - 4 集大成（時局的なものではないもの）
 - 1741: ...Memoires
 - 1761-64: Oeconomische Schriften
 - 1761-64: Gesammelte politische und Finanzschriften*
 - *: Humpert "Policey-"にも掲げられている。
 - 5 時局的なもの（省略）
 - 6 索引的参考書および文庫
 - B. カメラリスムス学問の個別部門
 - 1 私経済学
 - a) 農業
 - 1861-64: Oeconomische Schriften
 - 1758: Abhandlung von denen Manufacture
 - b) 林業
 - c) テクノロジー
 - 1754-58: Neue Wahrheiten zum Vortheil der Naturkunde
 - 1760: Gesammelte chymische Schriften
 - 2 行政学
 - a) 広義の行政学（= 総体としての国家学）
 - 1759: Die Chimaere
 - 1759: Der Grundrisz einer Guten Regierung
 - 1759/60: Die Wirkungen und Folgen sowohl der wahren
 - 1760: Die Natur und das Wesen der Staaten
 - 1760: Historische und juristische Schriften
 - 1761-64: Gesammelte politische und Finanzschriften
 - b) 狭義の行政学（= 経済政策）
 - 1756: Grundsätze der Policeywissenschaft
 - 1760-61: Grundfeste
 - 1760: Abhandlung von der Macht Glueckseligkeit und Credit
 - 1761: Abhandlungen von der Vollkommenheit der Landwirthschaft
 - 1762: Von dem Manufactur- und Fabrikreglement
 - 1759: Die Chimaere des Gleichgewichts
 - 3 狭義の財政学（= 財政学）
 - 1762: Ausführliche Abhandlung von denen Steuern und Abgaben
 - 1766: System des Finanzwesens
 - 4 統計学
 - 5 カメラリスムス会計学
 - 6 官房実務
 - C. ドイツにおける重農主義との関係にあるもの
 - D. ドイツにおけるスミスのもの
 - III. 外国の文献の紹介
 - IV. カメラリスムス学問の隣接分野

2) 1754年の体系

ユスティはウィーンの大学でカメラリスムス学問講座の主任として「国家学体系」に取り組む。ユスティの研究は「国家経済論」を中心

にして「行政学」, 「財政システム論」を展開していった。その基本に指定されていたのは絶対王政の時期に進行していたブルジョアジーの把握とそれを社会の構成員として絶対主義国家の経済的発展をどのようにしていくのか、ということであった。ユスティのカメラリスムス学問体系を最初に示したのは、1752年に「テレシア・アカデミー」（1746年創立）^{#7}という、マリア・テレシアがウィーンに設立した大学でのカメラリスムス学問講座のための「講座趣意書」（通常「ゲートアハテン」と省略される）である。

ユスティはこの講座の目的は「国家の至福」（Glückseligkeit des Staats）を目指すことにあり、そのためには国家の至福に資する統治術の開発とこれにウンタータンがどのように寄与するのか、という問題設定をする必要がある、とした。このことは、国家が十分な富の存在によってその安全性を確保していることを意味している。この場合に重要なのは「ウンタータン」の直接・間接の国家への服従制度の確立である。そのために、この講座では次の5つの講座が開設されるのであった^{#8}：

- I. 行政学
- II. 商業学と工業学
- III. そのためのいわゆるカメラリスムス学問と財政学における講義と実践的演習
- IV. 国家や土地に関する経済学または家政術
- V. そしてそれに資する鉱山採掘業の学問の特別講義

ユスティの「ゲートアハテン」に観るような「カメラリスムス」の学問体系は、極めて多岐にわたっていることから、これを種々のカテゴリーに分けて、それぞれ体系化しようという試みは18世紀後半頃からは行われるようになってきてはいた。しかし「カメラリスムス」が封建的絶対主義的王権の維持拡大をその基本としていたことと、17-18世紀のドイツでは基本的に「農業」を軸にした経済構造になっていたた

#7: KAWAMATA, 川又祐「官房学」参照

#8: JUSTI, Gutachten, SS.11-12

めに、商業が盛んになってきていたとはいえ、未だ工業生産を軸にした国家づくりとしての学問、特にそれらを通じた人間社会の富の在り方についての「経済学」は端緒に着いたばかりであった。したがってこのカメラリズム学問は「経済学」を導き出すために社会生活の全体系を展開する形をとったのであった。

しかしながらそのなかでも、ユスティの場合には、次に観るように、貨幣制度・マニファクチュアなど種々の分野の研究をしていた：

- 1755 ドイツにおける貨幣制度の衰退の原因
- 1757 鉱物資源論
- 1758 マニファクチュアと工場制工業について
- 1760-61 都市経済と農業の主要なことに関する経済論
- 1761 土地経済と土地が生み出す高度な文化について
- 1762 ビュルガー社会および住民の福祉のための租税賦課と支出論

このように、一連の研究を概観するとユスティの場合にはブルジョア社会の現状を踏まえた国家経済学が形成されつつあった、といえる。とはいえ、ユスティは結局は、通説評価にあるように、「財政学」という個別科学によって自己の体系を締め括ってしまうのであった。それは多分にウンタータン管理の技術的な、そして「人頭税」的賦課主義による管理統制とユスティの置かれた、社会的身分の不安定性（領邦諸国家を放浪した）が彼の学問の方向性を「即効的」政策論へと向かわせたからであろう。

3) 「国家経済論」と「行政学」

ユスティは1755年に『国家経済論』を発表した。その内容は次のものである（この体系は1758年の第2版でも同じである）：

『国家経済論、または国土統治のための経済科学およびカメラリズム学問』

第1部：国家資産の保持・増大に関する教え、したがってまた、家政術ならびに国家統治術、行政学および商業術。

第1篇：統治の手段および基準、また国家資産の維持・発展、そしてこれを通じてウンタータンの生活の至福を助成することについて、

て、

第2篇：統治の手段および基準が国家資産の維持・発展を容易にするためのウンタータンの義務について、

第2部：国家資産の合理的消費に関する教え、したがってまた、固有のカメラリズム学問または財政学。

第1篇：国家の巨大な支出とそのためのコスト、

第2篇：国家支出、

第3篇：財政管理。

ユスティは1759年には『統治論』を1760年には『都市および土地経済論』を、また同年に、『国家の性質と本質について』を発表した。そしてそれらを集大成したものとして、1760-61年に『国家権力および国家の至福、または行政科学全体の詳細な概観』2巻本を発表する。その体系は次のものであった：

第1巻：大地の豊穡な文化、人口、開墾、諸都市の発展と栄光；同様に、マニファクチュア工場制工業および商業そしてすべての生活状態との関連性

第2巻：家政、ブルジョア的美徳、内部安寧、火災防御の公共設備、豊かさおよび貧困者への援助、そこから帰結する最も重要な都市行政、同様に行政学の実際的な認識が、そしてこの体系の最後には「財政学」への橋渡しが伺われる。

ここに展開されている内容は、土地文化から始まって行政科学全般に互るものであった。しかもそこではその基調が「ウンタータンの生活保障および福祉」にあるとされた。このことは第2巻の第3部：「ウンタータンの道義に合った生活状態と、そのことの公共の利益と個々の家族の安寧・治安との関係について」で詳細に扱われている。

2 ウンタータン管理（行政学）

(1) 「所有」体制の変化

1) 「ブルジョア」と「ウンタータン」

[1] 「市民」概念の変化

上記でみてきたように、「福祉」というのは封建制度のもとでの被支配層である「臣民」

が、当時の支配層である王侯・貴族に対して彼らの経済生活を自らの手中に収めたことを背景にして、口をきき始めたことと関係をしていた。ここに「臣民」というのは"subjects-Untertan"であり、"bourgeois-Bürger"の一員として社会の一定の層を成し始めた階層のことである*05/*06。

カメラリスムスは、「神聖ローマ帝国」内部での「独立的権限」をもった諸領邦国家の財政運営の処方箋構築、という形で形成されてきたものであって、まさに土地所有を基盤として、特権的商人階層をバックに支配権を維持拡大しようとする、絶対主義的王権の理論化を図ろうとするものであった。それはたとえばゼッケンドルフ (Veit Ludwig von SECKENDORFF) 『ドイツ王侯国家』(1656) に如実に現れた*07。

しかしながら、従来のカメラリスムス学問に対する通説的評価は、カメラリスムス=財政学とするような論者も輩出したこともあって、国庫論的な側面が強調され、しかも国王の収入体系論的なものが強調されがちであった。ここで重要視すべきは、たしかに「王権」維持・拡大のための租税制度を軸にした財政学の体系化の問題も重要ではあるが、ゼッケンドルフが重要な課題として位置づけた「臣民=ウンタータン」の安寧・治安が「王権」、そして「キリスト教国家」の強固化の問題として考えられていることであった。ゼッケンドルフはザクセン侯の許で諸侯との関係を考慮して国家の安寧・治安を考えたのであるが、そのことは後のドイツ全体の国家システムの問題として展開する要素を備えていたのである。

[2] 「ウンタータン」

ウンタータンについては、まず「奴隷」ではなくて基本的に「自由」の身分であること、宗

教的にも自由であること、しかしながらその生活は基本的に領主(君主)の管理の許にあるが、それはあくまでも「法」的な管理のことであった。ウンタータンは農業だけに従事していたのではなくて、商業に携わっていたし、このことが君主の土地所有に依拠する管理を超えた法による管理を要請したのであった*08。

2) ユスティの「所有体系論」と「国家財政システム」

ユスティは、この2つの市民範疇が示している不動産と動産という、相異なった所有体系をどのようにして統一的に管理していくのか、という観点から、いわば租税の法体系の問題を提起しているのである。したがって一連の「国家経済」・「警察行政」から「国家論」へと体系化していったあとに到達点としてブルジョア社会と国家との関係から「国家財政のシステム」を問題にしたのはユスティの本質と考えるべきなのであろう*09。ただ、このような考え方はマイナーな部分に属する。大抵は「財政学」というのを特化してこの体系で学問が完成すると考えている節がある。この「ユスティの財政学」については、池田浩太郎の次の論を参考されたい：

『近世財政思想の生成』とくに「ユスティ」に関する所説*10

3) ユスティのウンタータン (Unterthan) と福祉の定義

ユスティはウンタータンと福祉を実施する行政学 (Policey) との関係について、『国家権力および国家の至福…』(1760-61) の「全体への序論」の中で次のように述べている*9：

§.5：今日では "Policey" という言葉は一般的な意味合いでは用いられない。

*9：JUSTI：Grundfeste, Erster Band. "Enleitung zu dem ganzen Werke", S.6/10.

*05：「臣民」(「ウンタータン」) のナショナルな側面

*06："subjects-Untertan"- "bourgeois-Bürger"

*07：ゼッケンドルフ『ドイツ王侯国家』

*08：ゼッケンドルフの「ウンタータン」論

*09：「経済学」形成の一歩としての「租税論」

*10：ユスティの体系と「財政学」

この言葉は次のような意味合いでは理解されていない、つまり：それを通じて個々の家族が結合しお互いが関係を持っていくために"Wohlfarth"が設定されるような国家の内的な制度というような。

そうではなくて今や、この言葉は今日では三様に理解されるのである。最も広い理解では、"Policey"の許では、国家の資産がしっかりと基礎づけられ、国家が必要な時にそれを用いることができるしました。私人の資産が増大し、十分にそして有効に設定されることにおいて、最善の状態になるように、国内の土地利用の基準並びに方向性を定めることであり、そして主として、国家の力が共同体の善き状態をつくり出すことなのである。商業学や都市・地方経済、鉱山業の管理や森林業等々がこういった状態にあり、したがって "Regierung"は個別の家族の "Wohlfarth"を国家が善い状態になることとしっかりと結びつけることこそが、"Policey"と見做されるのである。こういったことのいくつかは経済的な行政学と呼ばれる。この呼び名はまったくどうでもよいようにみえる、…

狭い意味での "Policey"では、ビュルガーの生活がよい状態になることが要求され、そして、重要なことは、ウンタータンへのよい方向への訓育と秩序の把握および生活の気楽さと生計状態を良くしていく方策が意味されるのである。

またこのような理解では、個別の家族を一般的な良好な状態にする "Wohlfarth" が意味されるのである。… (S.6)

§9: "Policey"の3つの対象

- 1) : 動産
- 2) : 不動産
- 3) : ウンタータンの道徳性 (S.10)

「警察行政」が国内の安寧・治安を目的とし、そのことを体系化する試みが 17-18世紀のドイツ地域での「国家学」なのである。そしてこの作業を行ったのがユスティなどのカメラリストなのであった。ユスティの「ポリツァイ」論の基本線は次の2点で築かれている：

- 1 資産の管理
- 2 国民生活全体の安定化

この「資産」が動産・不動産の2つのカテゴリーから成り、それを担っている層が、従来のイエ的な貴族と「ビュルガー」であり、その2つのカテゴリーを支えている「ウンタータン」

が存在し、これらすべてを括った形での国家生活の安寧・治安が問題なのであった。

この場合、国家生活の中に「資産」流通的なものが入り込んで、商業関係を通じた人間関係の形成がみられるようになってくるのであった。そしてこれを軸にした「経済学」が成り立つ要素が存在するのであり、時代は時間的空間的に下って18-19世紀にドイツでは「カメラリズム」的な「民族＝国民経済学」の模索となるのであった。そこでは、この「貴族」と「ビュルガー」（ウンタータンを含む）の2つのカテゴリーからなる「市民」がつくりだす「資産」、特にウンタータンが得てきた貨幣的資産への租税の賦課を通じて、王国が、いかにして己の財政をまかなっていくのか、ということが関心事となって経済・財政政策が模索された。クチンスキーはカメラリスト達の仕事に関して次のように述べた：

彼らの主要な課題は、封建領主のために、ウンタータンへの圧迫を通じて、資金を調達することであった。…^{#10}

(3) "Kapital"概念の体系への導入と位置づけ

1) 人頭税

この当時のドイツでは "capital"や "civilisation" という概念は、16世紀頃からフランスやイギリスの文化のドイツ地域への流入のなかで存在はしていたが、歴史的現実のなかではドイツ特有の種々の響きをもったものとなっていた。現在私たちの社会でもっている "capital"概念は "civilisation"と一体をなして、イギリスやフランスからこの概念が流入してきても、ドイツ地域では「異文化」状態で存在していたが、「国民国家」意識がたかまり、「国民」との関係でこの「市民」という概念は18世紀終り頃から19世紀半ばにかけて実態化して来る。

"capital" 概念は用語としてはドイツでは、最初は租税賦課との関連で用いられた。人頭税としてである。1656年にゼッケンドルフは『ド

#10: KUCZYNSKI, ibd.,S.6.

『イツ王国論』でこれを用いている。元来 "capital" が人間の「身体」特に「頭」を表すもの "copf"/"capo" から転じ、その具体的な形をあらわす "capite"/"capitali"/"capitalis" として用いられている例は、イングランドの最古の人口統計記録とされる『ドムズデイ・ブック』（1086年頃）や、1215年の『マグナ・カルタ』での例に観られる。この概念は人間社会の支配層の各成員に対するものではなくて、むしろ、その支配層が被支配層の人民を把握する概念として、頭数で観念されていることが、処刑の用語 "capital punishment" や「資産」として用いられてきたのであった^{#11}。そうであれば、数概念に転化するの容易であろう。前掲のゼッケンドルフの例は「人頭」概念を「収入」（貨幣量）に関連づけたものを意味した。

2) 「資産」

これに対してベッヒャーは、この数概念を、1668年の時点で「貨幣」そして「フォンド」の意味での "capital" で用いている点は、このことが特に「商業」の場合に適用されているとはいえ、後にこの "capital" が「収入」源、しかも恒常的なものとして措定される点で画期的なのである。ヒルガーも16-17世紀にドイツ地域で貨幣経済が発展して来る中で、ベッヒャーが商業で、特に「自由と貨幣」、の進展の象徴として「資本」概念を用いたことを高く評価している^{#11}。

ドイツでは長年に亘って領邦国家が群居する状態が続いてきた。先程挙げたゼッケンドルフの『ドイツ王国論』はそのような群雄割拠のなかで、特殊ザクセン国家のみに適用されるのではなくて、広く「教科書」として流布し、ドイツ統一国家の機運造りに一役かかってきた。1727年にはプロシアのフリードリヒ I 世によ

って、ハルレ (Halle) とフランクフルト/O. に大学が設置され、ここで「カメラリスムス学問」の講座が開設されてドイツ統一国家を目指した普遍的な「国家学」体系造りが開始された。

ハルレではガッセルが大学開設と同時に教授としてこの講座を担当し、1729年には『経済学とカメラリスムス学問のための序説』を著した。このなかでは先ず、「序論」でこの時期の大学に学びに来る人々はかなり負担を強いられるが、このことに関して最小限の「経済学の原理」(principiis oeconomicis) を身に着けてお金が足りなくなった状態は「資本」(Capitalia) とはどのようなもので、それを活用すれば解決に資するのだと述べた^{#12}。そしてそれだけに留まらずに、第17章の「関税論」のなかでは、ゼッケンドルフにならって、その当時の国家が戦争に依存しなければならない状態にあるのでそのための費用を商人から賄う必要があり、これは関税を「資本」(Capitul) として設定するとする^{#13}。

オーストリアでも、マリア・テレシアがアカデミー (大学) を設立し、その教授に就任したユスティは前述したように、1752年にはこの大学で、「国家の至福化に資したカメラリスムス学問講座」の体系（「グートアハテン」）を発表する。ユスティはそのなかの「行政学 (Policywissenschaft)」の体系において、外国の商業・銀行による国民経済の把握問題として「資本」(capitalien) が用いられていることを挙げて、このことがまたその国の貨幣量の数量を決定する因になっていると論じている^{#14}/^{*12}。

ユスティは、1755年に『国家経済論』を発表するが、ここでは、"capital" は動産所得体系との関係で、ウンタータン等の土地から切り離された人々に対する課税方法の探索のなかで人

#11 : BECHER, S.124/ HILGER M, S.401./

#12 : GASSER, Einleitung, "Vorbericht", S.9

#13 : GASSER, ibid., Capt XVII. Vom Zoll und Geleite. (S.288)

#14 : JUSTI, Gutachten, S.28

*11 : "capite"/"capitali"/"capitalis"/

*12 : ユスティの体系（「グートアハテン」）

頭税的なのだが、しかしこれらの人々の社会的な地位などを考慮して賦課するのに、「資本税」(Capitaliensteuer)を以てしている^{#15}。

この翌年の1756年にはユスティの影響を受けたといわれるダルイエスが『カメラリスムス学問の根本』を発表して、“capital”概念を、やはり恒常的な収入源として国家の歳入源として設定するとともに特にこれをウンタータンの所得と結びつけている^{#13}。ここでは特にウンタータンの年々の収入を「資本」(フォンド)で確保することが述べられていて (cf. 第4部：固有のカメラリスム；第2・第4章：ウンタータンの富、王国の収入の源泉としてどのようにしたら拡大していくことができるのか)、「資本」が常に収入を満たしていく手段として論じられていることが手伝ってか、ロツシャー (Wilhelm ROSCHER) が「資本」概念をカメラリスムス学問としては初めて本格的に取り入れ、カメラリスムス学問の基礎を築いたとダルイエスを評価しているし、またスモール (Albion SMALL) もこのロツシャーの言によってダルイエスの位置づけを行っている。この場合、この「資本」導入にはデイヴィド・ヒューム (David HUME) の影響があったとされる。ヒュームは“Political Discourses” (1752) で「利子」について論じ、これが単なる「貨幣量」などでそれまでのカメラリストによって説明されてきたような「資本」概念とは、異なるものである、という評価がなされている^{#16}。

ユスティは1860-61年にかけて『国家権力および国家至福に関する根本的把握』2巻本を刊行するが、このなかでも「資本」概念はウンタータン等商業に携わっている主として都市で

生活している人々それ自体および都市経済における不慮の事態 (物価騰貴など) に備えた、貨幣や穀物から成る資産の補充に関して、資産全体をどうやって維持していくのかという点に用いられている^{#17}。

このような形で、経済生活が貨幣化してくる環境変化のなかで本来の「土地」的環境からはみ出た商人の活動が盛んになってくるなか、ユダヤ人や「非キリスト教高利貸」^{#18}であるこのような人々の存在が無視できなくなった現在、むしろこれまでの封建貴族社会の不動産的資産体系のみの世界から、動産的資産をも計算に入れた世界を共通に統御する法則を見いだしていこうというのがユスティなど後期カメラリストの立場であった。

ユンクのように、フランスの「フィジオクラート」を理解していたとされる場合でも^{#19}、「資本」は商人と結びついた概念でしかなかった^{#20}。

ヴィソッキはこのことについて、商業や産業が未発達な共同体国家にあって、これらが生み出す「資本産物の危険性と動産把握の困難性」からくる当時の「土地経済」的経済構造とそれの範囲内でしか理論化できなかったカメラリスムス学問の宿命であることを指摘している^{#21}。

ドイツ、特に南部はカトリックが強い影響をもたらしていて、王侯などはその支配権力をカトリックの傘のなかで伸張しようとして修道院などの長に貴族を配していき、「非キリスト教者」を迫害する政策をとっていく中 (ローテンブルグなどの中世都市でこのことは顕著であった^{#14})、「後期カメラリスト」達は、これ

#15 : JUSTI, Staatswirthschaft, §§345-353…1758年版も全く同じ

#16 : ROSCHER, Geschichte, S.419

SMALL, Cameralists, pp.278-279.

HUME, "IV. Of Interest."参照

#17 : JUSTI, Grundfeste, Bd.1, §§.333-334/ §.396

#18 : HOERNIGK, Oesterreich, S.90.

#19 : BLAICH, Epoche, S.24.

#20 : JUNG, Handlungswissenschaft, §.899.

#21 : WYSOCKI, Zur kameralistischen Theorie, SS.134-5.

*13 : ダルイエスの国家の収入源としての「資本」の採用

*14 : ローテンブルグの「ヴァイサー塔」

らの人々をも包摂した形で「不動産・動産」の所有体制を生かした国家収入体制を模索したのであった。

(3) K.H.Rau の整理

1) 19世紀初頭の「カメラリスムス学問」の位置づけ

F・B・ウェーバーは『カメラリスムス研究概説』(1803)を発表して、「カメラリスムス」学問を次の3つのカテゴリーで分析した：

- 1 カメラリスムス学問の本質・システム、
- 2 カメラリスムス学問とその周辺の学問
- 3 カメラリスムス学問とカメラリスムス・ポリツァイ論の本質の歴史

この3つのカテゴリーそれぞれの研究をしていく場合に、先行研究としてはどのようなものが役に立つかを論じたものであるが、そのなかで、カメラリスムスの本質を、実践的なものと理論的なものとに分けて、理論的なものに関しては大体において、周辺学問からの「借り物」であることを主張している。そしてこの学問は、国政者のためのものである、と断じている^{#22}。

これに対してゾーデンは1805年に『国民経済学』(Die Nazional=Oekonomie)を「国富の源泉および豊富化の手段に関する哲学的な考察」と銘打って発表した^{*15}。ここにはアダム・スミスの影響が大きく認められる。そしてこれまでに概観してきたカメラリスムス学問が「資本」を国富形成の生産部面ではなくて、むしろ外部的な商業に求め、王国体制の秩序維持のための人民の掌握手段として、貨幣数量の面からのみ考えていたのに対して、生産システムとの関係でゾーデンは「資本」を考察している^{#23}。

しかしながら、このゾーデンのような研究はこの当時は今だ尚早だったようである。その2

年後(1807)に発表されたK・C・ストゥールムの『カメラリスムス百科事典』は、対象が「カメラリスムス学問」であるということが決定的なのであるが、「資本」は未だに「租税賦課」との関係で扱われている^{#24}。

とはいえ、ストゥールムの貢献は「カメラリスムス学問」を大きく2つに分けて「経済学」の体系化への橋渡しをおこなった点にある^{#25}：

第1：国民の福祉(National Wohlstande)の源泉についての教説

*：土地経済あるいは生産論

*：技術学(工業生産法)

*：商業論

第2：一般的国家目的のためのこれらの源泉の支配とその利用についての教説

*：行政学

*：カメラリスムス(財政論)

「カメラリスムス」の体系のこのような分類・再構成は、次の、K・ラウのカメラリスムス学問の理解、およびその経済学体系化を考えていくための重要な指針である。

2) 『カメラリスムス学問大綱』(1823)

ラウはストゥールムが分類したような方法で「カメラリスムス」の体系を問題にしていくが、この場合にラウが重視したことは、ストゥールムが、「第1」で位置づけた生産・分配の問題のなかで、特に、「物的財」を重視してこの財の生産のための財(Vermögen)を取り上げて、この財を軸にして諸生産関係を分析しようとしたことである。

ラウがカメラリスムス学問の体系を再構築するに当たって当のカメラリスムス学問をどのように理解したかを考察してみよう。ラウは1823年に『カメラリスムス学問の概観』を発表して、「カメラリスムス学問の概念とその本質」を明らかにしようとするのであるが、そこで採

#22：Weber Fr., Einleitung, S.12.

#23：Soden, Die Nazional=Oekonomie, Erster Band, S.134.

#24：STURM, Encyklopaedie, SS.341-342.

#25：STURM, Encyklopaedie, S.4.

*15：ゾーデン『国民経済学』の構成(1805-1810)

られた手法は、その「本質」をすべて「経済」に収斂させて、それを体系化して示す、というものであった。そこでは最初に一般的な経済学範疇の問題が採り上げられて、ついで「市民経済学」／「公共経済学（政治経済学）」が体系的に考察される。「市民経済学」は「生計に関する学問」・「家政学」とし、前者は、鉱山業・農業・狩猟・林業／工業（技術学）／商業等々、そして「公共経済学」の方は、「純粋国民経済学」／「実践的国民経済学」に分けて、この最後のものを「経済政策」と「国家経済」とに分けて体系化を図ったのであった。

3) 『カメラリスムス学問について』（1825）

[1] 「カメラリスムス」の内容とその発展

この「カメラリスムス学問」の整理を経て、2年後の1825年にその学問の発展的展開を企画した、『カメラリスムス学問について—その本質とそのなかでの種々の分野の発展』を用いて検討してみよう：

ラウのテーマは、最初に「カメラリスムス」とはどのようなものかを、語の意味とその領域から考察する。最初は各領邦国家の法的財務術であった「カメラリスムス」はゼッケンドルフの研究などを経て、1727年のプロシアのフリードリヒ I 世による「カメラリスムス学問の学校」設立以来「国民資産」形成による「王国経済」の確立が主眼となっていくこと、そしてユスティの体系が新たに起こってきた「私的経済学」を「行政学」的に統合したものとして「カメラリスムス学問体系」が構築されると同時にそれがあたらしい学問「国家学」の成立を予見したものであるとした。

[2] 私経済と「資本」の位置づけ

では「新しい」要素はどのようなものか。それは「私的経済」システムにおける「国民的資産」としての「資本」、そしてそれを担う「ブルジョア（Bürger）」と「労働者・民（Unterthan）」の領邦国家内での活動とその結果とであった。これは従来の「理論」の枠外であった。「カメラリスムス学問」は「実社会」を体現したも

のであった。「私経済学」を組み立てるにしても、この「資本」と在来の経済構造が整合するかどうか問題であった。ラウは次のように問題提起している：

機械体系および分業の結果が、資本の作用を研究しなければならないとするなら、その問題を解決するためには、土地経済に巨大資本を適用する場合、コストはどのように変化するのだろうか、また大・小の土地財の粗・純利益はどのようにして得られるのであろうか。どのように土地利用すれば巨大な地代はなくすことができるのだろうか等々。これは営業知識から解決できることなのだろうか。

(S.25)

ラウは「商業」やそのための制度である銀行などの金融制度ではこの私的なビュルガーを統制できず、したがってこの問題は解決できないと考え、ユスティなどと同じに、ここに「国家」を持ち込むのであった。ラウの学問の基本が「カメラリスト的」といわれるのは、このような「外部」要因を経済分析に持ち込んだからであろう*16。

[3] ビュルガーと国家臣民

以上がラウのカメラリスムス学問整理であるが、このなかに、すでに、カメラリスムス学問から経済学を構成する要素を体系化していることが判る。そして、ユスティが明らかにしてきたように、国民経済全体を把握しようという意図が伺われるのである。この場合§15のテーマの中で展開されているのをみると、各イエからなる社会は種々の共同体を結合しているのであるが、そのなかには国家の成員としてのビュルガーとウンタータンを含み、最終的には、その国の人間と世界的ビュルガーの集合体になっていく、とラウは考える。ここに18世紀後半に展開されてくる、いわゆる「ブルジョア社会」としてドイツの社会が展開していく方向を導き出したと考えられる*26。

#26 : RAU, Ueber, S.29

*16 : 「カメラリスト」ラウ

3 シュトルヒとラウ

(1) シュトルヒ

1) 鳥瞰図：ペテルブルグ・ロシア帝国・その統計 (1792-1795)

ドイツでは「カメラリスムス学問」の整理を通じて「経済学」が独自の体系で、成立するのは19世紀に入ってからである。それは、カール・ハインリッヒ・ラウが外国語（フランス語）で書かれた経済学の文献をドイツ語に訳して、『経済学ハンドブック』として発表した1819年を以て開始された。

ラウ『ハンドブック』のフランス語の原本はドイツ系ロシア人のアンドレイ・カルロヴィッチ・シュトルヒ（Шторх, Андрей Карлович, 1766-1835 : Heinrich Friedrich von Storch, Henri Storch）が1815年にペテルブルグで発表したものであった。シュトルヒはリガで1766年に生まれ、ドイツのハイデルベルグやイエナに留学し、その当時のドイツ地域で盛んだった「カメラリスムス学問」を身につけて、ロシアに戻ってからは、主として、サンクト・ペテルブルグのロシア宮廷で皇太子への教育活動などをおこなった。

シュトルヒは「経済学」以前に、次の文献をドイツ語で発表している [(STORCH…) は [文献一覧] 上のもの] :

- * 『サンクト・ペテルブルグの鳥瞰図』, 1792. (STORCH [1])
- * 『ロシア帝国の独自の文化状態による各行政区画の統計的概観』, 1795. (STORCH [2])
- * 『18世紀末のロシア帝国の歴史的・統計的鳥瞰図』全8巻+補巻
1-2巻: 1797 / 3巻以降: 1799-1803 (STORCH [3])

シュトルヒは18世紀後半のロシアにあっても「市民社会」化が進んでいるという認識のもとに種々その実態を観察している。それはサンクト・ペテルブルグやモスクワの概観を描くな

かで (1792-1796) 色濃く現れた。そのような研究のなかで、1795年にはロシアを統計的に概観しようとして上記の『統計的概観』を出版し、ロシア全人口33,000,000人中、「ビュルガー」人口が 293,793人という結果を明らかにした^{#27}。さてしかしながら、この人口は、外国人をも計算に入れたものである。特にリガなどいわばドイツの「コロニー」として成立した都市では、「ロシア人」のリガ人口に占める割合は少ない (6000/526,882) ^{#28}。またサンクト・ペテルブルグではその都市の性格がいわば国際都市であり「コロニー的都市」であるので、ロシア人は帝国の首都であるにもかかわらず、シュトルヒによれば1800年の段階で、193,000 / 230,000, 83.9%であった^{#29}。

さて、シュトルヒの「ビュルガー」基準は何に求められるのであろうか。上記の『18世紀末のロシア帝国の歴史的・統計的鳥瞰図』では、これを「産業」の形に求めて、次のように定義されている：

ビュルガー的な産業の全ての変化は、3つの根本的なものにその根源を有すると観ていだろう。産出、加工、そして3つめには自然産物の交換である。つくり出される、または産出産業には、狩猟、漁業、畜産業、がある^{#30}。

シュトルヒの体系に関しては、彼自身のシステム論ははっきりとはしないのであるが、『鳥瞰図』2文献の中で特に1797-1803年の8巻本がロシア帝国の人間生活および国家存在の物質的基盤の状態を表すものとしてみるならば、データの統計的処理による総括図が巻末につけられるというようなことを考慮して、後にシュタインが『国家学のシステム』を論ずる場合に、国家学体系の基礎としての「統計学」を出発点として、そこで用いられたデータの解析・理論化（経済学）ということが次の課題になるというのを考慮すれば（註釈の*21参照）、シュト

#27 : STORCH, Statistische Übersicht, S.116.

#28 : STORCH, ibd., S.12.

#29 : STORCH, 『サンクト・ペテルブルグの鳥瞰図』、English ed., pp.85-88

#30 : STORCH, Historisch, Theil ILS.7

ルヒの場合にも『鳥瞰図』の次に設定される学問は「経済学」であった、と見ていいのではないか。

シュトルヒが1815年に出版した、『経済学教程』の第1巻の「序説」は次のテーマをもっていた（ドイツ語の翻訳は「序説」の扉なしの本題で、しかも「国家学の諸分野について」となっている）：

国家の科学を構成している種々の教説の差異の概略

そしてここでは「経済学教程」の教義というものがもっと大きなカテゴリーである「国家学」の一領域にすぎず、「国家学」なしには不十分なものになってしまう、と述べられている^{#31}。

シュトルヒは具体的に「国家学」の種々の領域はどのようなものなのかを「序説」の末に図式化している。それを示しておく^{#32}：

国家学を構成している諸教説の方法論的分類

国家の科学は、政治学・社会科学・政治学の補助的実証科学、から成り立っている。

政治学は国家の繁栄のために、国家機関、その外的安全性、内的安全性の3つに分けられる：つまり立法政治（憲法）・外交・内政（市民権と刑罰の科学・経済法および財政法の科学）

社会科学はその原理を引き出す源や政治的なものに関するもので次のよになる：

公法一般・市民法・私法・経済学

政治学の補助的実証科学は原理の応用のために必要なもので構成されている：公法・市民法・私法の適用例および経済法や財政法、そして 以上のカテゴリーは歴史学や統計学である。

シュトルヒにあつては、経済学は国家学の一構成要素なのであるがこの場合、まず憲法や外交政策、そして市民法を形作る市民権の権利と義務に関する一般的概論があり、そのもとに、「市民社会」の法学・経済学が総論として存在していて、最後に歴史学や統計学で総括されるような個別の具体的な政策が存在するのである。

シュトルヒはこの『経済学教程』の第2版をパリで1823年に、J・B・セイの註釈付きで4巻本で刊行したが、翌1824年に第5巻として『国家収入の性質についての考察』を出版し、「財政学」へと移行していくかに見えるがそれは明確にはならなかった。シュトルヒのようにフランスなどの「市民」概念を当時のロシアで用いていれば、これに対する思想攻撃は大きいものがあつたと思われる。1826年にシュトルヒなどが当時のペテルブルグの帝国アカデミアから質問状を突きつけられていること、その内容の中には、例えば「人民の声は神の声か」とか、「多くの意見がぶつかり合えばそこから真理が生ずる、とは？」等々、かなり露骨なものが含まれているから、そのような状況の下では思考活動や、ましてや、宮廷での教育などもつての外であつたと思われる^{#33}。

2) 『経済学教程』（1815）

シュトルヒは、ロシアのリガで1815年にフランス語で、ロシア宮廷用の教科書『経済学教程』全6巻を刊行した（STORCH [4]）^{*17}。

タイトル：『経済学教程、または国民の繁栄を決定する原理の説明』

予備的論説：国家科学を構成する諸教説の差異の概観

一般的導入、あるいは経済学への序説
第1部：国富の理論

第2部：シヴィライゼーションの理論

シュトルヒのこの版は、後の1823年にJ・B・セイの注釈付きで4巻本としてパリで出版された（STORCH [4-2]）。シュトルヒは第1部の「国富の理論」の中では最初にそれまでの経済学に関する学説史を展開し、次いで、富の生産・富の蓄積・富の第1次分配としての収入・2次分配としての流通・通貨・信用・消費・国富の自然的進歩という形での展開をしている。

^{#31}：STORCH, Cours, 1815 ed., I. p.1/ 1823 ed., I. p.1/ deutsch, Bd.1. S.1.

^{#32}：STORCH, Cours, I. 1815 ed., p.21/ Deutsch. S.8.

^{#33}：Императорская Академия Наукъ, Задачи, No 2/ No 3, ит.д. (STORCH [5])

*17：シュトルヒ『経済学教程』の内容

シュトルヒが第2部で問題にしている「シヴィライゼーションの理論（ドイツ語訳では「社会的なものの形成論」）」は、次の構成になっている^{#34}：

- 1：シヴィライゼーションの要素、あるいは、内的財について
- 2：シヴィライゼーションの自然的進歩について
- *：結論（ここでは次のような問題提起になっている）：

第1章：非物質的な労働に対する富の影響

第2章：産業へのシヴィライゼーションの影響

第3章：富とシヴィライゼーションはどのようにしてお互いに価値をその構成物の交換という形によって増大させていくのだろうか、その均衡は国民を繁栄させるのである。

セイは以上のことに関して、不可能なことであると注をつけている^{#35}。

これらの研究では、ロシアにあつて、「商業」に従事している人間は「市民」であると考えられていたようである。これは観念上のフランス経由のものであったのではないだろうか。文化思想はフランス経由で特にロシア宮廷には入り込んでいたのではないだろうか。シュトルヒがフランス語で宮廷での皇太子など権力の最上層の貴族用の教科書として「経済学」をサンクト・ペテルブルグで発行したということが、このことを物語っているのではないだろうか。現実のフランス革命を体験してきたセイには観念論として映じたのであった。

(2) ラウ

1) シュトルヒ『経済学教程』のラウによる 翻訳書『国民経済学ハンドブック』（1819）

(STORCH [4-td])

ラウはシュトルヒのフランス語版の『経済学教程』（1815年版）6巻本を3巻本にまとめてドイツ語で1919年に『国民経済学ハンドブック』というタイトルで翻訳出版する^{*18}。したがって、ラウはカメラリスムス学問の整理（1823-25年）以前に、経済学の体系を考えていたことになる。

ラウ版のシュトルヒ『経済学教程』の内容は次のものであった：

タイトル：国家= 経済学（National = Wirtschaftslehre）
ハンドブック

* 国家学を構成する部分について

* 国民経済学（Volkswirtschaftslehre）序論

第1部：国民の資産について

第2部：社会的なものの形成について

* 総括：福祉と社会的なものの形成相互の相反した作用

シュトルヒの「経済学は」、イギリスやフランスの「古典派経済学」の影響を色濃く反映したものである。ラウは1819年にこの初版をドイツ語に翻訳するに当たって、シュトルヒの用いた「資本」という概念や、「文明」という語の解釈にかなり苦勞をしている。

シュトルヒの原文はタイトルが『経済学教程、または国民の繁栄を決定する原理の説明』であるのと、第1部のタイトルが「国富の理論」というのはさておいて、第2部「社会的なものの形成について」（Von der geselligen Bildung）は、フランス語の原文は「シヴィライゼーションの理論」（Théorie de la civilisation）であるのでドイツの世界とフランスから輸入した文化の違いが読み取れる（シュトルヒとラウの文化思想の違いは〔註釈〕の*17と*18とを比較すると判明する）。

2) 『経済学教程』全3巻（1826-1832）

ラウは自己の経済学の体系を築き上げる前に、まず、シュトルヒを通じて「経済学」の概念を把み、その後ドイツで展開されていたカメラリスムス学問の膨大な、種々雑多な体系の分析を試み、そこから自己の経済学の体系を見出しているのがあった。

ラウは「カメラリスムス」の体系を再構築して、ドイツでは初めての「経済学体系」を作り上げた。それが次の文献であった：

#34：(Tome 5/ deutsch Bd.2)

#35：(1823年版,III,pp.309以下)

*18：ラウ『国民経済学ハンドブック』の構成

『経済学教程』*19

第1巻：国民経済学, 1826

第2巻：経済政策（国民経済の保護育成）, 1828

第3巻：財政学, 1832-37.

以後、このラウの経済学体系はロッシャーやカール・メンガー等に大きな影響をもたらし、また財政学の面ではアドルフ・ワグナーを輩出するのであった。

（3）Staats=Wissenschaft…まとめ

カメラリスムス学問は種々の国民・国家生活のカテゴリーで成り立っていたので、ここに社会科学の体系総体を「国家」で締め括ろうとする試みもなされ、ドイツに特有な「国家学」（Staatswissenschaft）の体系化を図ろうとする学者も現れてくる。そこで最後にその問題を考察しておこう。

1) ロッシャー『国民経済学の体系』

K・H・ラウにしてもW・ロッシャーにしても彼らが示したものは「経済学体系」であった。

この「経済学」がラウの場合にはその全体は「経済学教程（Lehrbuch der politischen Oekonomie）」であって、

第1巻：国民経済（Volkswirtschaft）教程の原理

第2巻：国民経済の育成

第3巻：財政学の原理

という内容構成になっていた。そしてこの体系が1826-1837で完成するのであった。

ロッシャーの体系：「国民経済（Volkswirtschaft）の体系」

第1巻：国民経済学（Nationalökonomie）の基礎

第2巻：農業耕作の国民経済学（Nationalökonomik）

第3巻：商業および産業の国民経済学

第4巻：財政学の体系

第5巻：貧困救済と救貧政策

この体系は1854-1886で第4巻までが完成し、第5巻は著者の死後に遺著として1894年に公表された*20。

2) ローレンツ・フォン・シュタインの「国家学体系」

「国家学体系」を先ず第一のものとして唱導しているのは、L・v・シュタインである。その体系はどうであろうか。

「国家学の体系」

第1巻：統計学・人口学の体系

第2巻：社会学（Gesellschaftslehre）

この体系は1852-56年にかけてその骨格が形成される。ここでその形成された『国家学体系』*21内容を考察してみよう。

シュタインは最初に第1巻：国家学の概念と題して生活と学問の関係について論じている。ここで注目すべきことは、人間生活についてその組織的生活は「国家」という形をとるということである。

* 概念の内容：

I 生活概念

II 生活原理

III 生活組織（国家学体系）

シュタインは人間の生活はその実際の形態は種々様々な生活同士の関係によるもので、「科学」の限界がそこには見られるのであって、それを解決すべく国家が統括者として存在するというものである*36。最初は一般的なこととして、社会生活と人間集団のデータの現実（統計学と人口学）を考察し、続いて、生活上の特殊な経済面についての考察を「現実の活動している国家学」の立場から、「財貨の本質・社会」を明らかにして、固有の国家学を配置して行くのであった。そしてこの「財貨の本質」をそれを生み出す機構とともに独立した考察として公表したのが、1858年の『国民経済学教

#36：STEIN, System, Bd.1, SS.23-26

*19：ラウの『経済学教程』

*20：ロッシャーの体系：全5巻の内容

*21：シュタイン『国家学体系』の構成

程』であった。その後シュタインの研究は主として「国家学」に移行し、1860年に『財政学教程』を、その後は「行政学」へと移って行き、「法」中心とした人間生活・社会の考え方になって行ったのであった。

ここでは「体系」のみを示した。その内容、形成過程は次の課題である。

[註釈]

*01:「国庫主義」

国庫主義^(カメラリスムス)とは国庫^(カメラ)収入をふやすための政治・経済政策であり、国庫学^(カメラリスティーク)はそのための政治・経済行政学である。国庫主義は重商主義^(マーカンティリズム)のドイツ版であるが、「重商主義」がアダム・スミスの絶対主義的経済政策批判に発する、いわばあとからの造語であるのたいし、「国庫主義」は同時代のドイツの用語である。

重商主義は絶対主義的=軍事的権力国家の経済政策として、権力国家を支える富の集積をめざし、端的には貿易差額のできるかぎり大きな黒字によってそれを達成しようとしたが、その過程では輸入制限。輸出促進の関税統制と、輸出のための国内産業の育成も重要な国策となる。

ドイツの国庫主義も基本的には同じ性格をもつが、海外貿易は先進諸国に制せられ、全ドイツの経済政策の主体が欠落したまま諸領邦国家がそれぞれの国庫主義をもって対抗しあっていたドイツにおいては、経済政策もいきおい「内向き」になり、自邦の物的・人的資源をいかに開発し、そこからしていかに国庫収入をふやすかの政策に流れざるをえない。(SAKAI E,坂井榮八郎, 35ページ)

*02:ドイツの「国家学」研究

ニールセンは、ドイツでは、国民経済学的发展に大きな作用をしたのは、各領邦国家を単位とした国富政策であり、それにはアリストテレスの学説 [『政治学』や『ニコマコス倫理学』] が大なるものをもっていった。少なくとも17世紀半ば頃まではこの地域では、他のフランスなどで顕著であった「人間」について何か考えるよりも、「国家」論の確立の方が重要と考えられていたという。「人間」論はキリスト教の影響のもとで、「聖書」的存在にあまじっていたと論じている。

(cf.NIELSEN, Axel,SS.2-3)

*03:「カメラリスムス」の大学での講座化

バウムスタルクは「カメラリスムス学問の本質の歴史的發展」の第1段階にとして、カメラリスムス学問が1727年の「講座」設置以後、領邦諸国家で次々と「講座」開設がなされていく様子を年代を追って展開している。それによると、1727年のハルレとフランクフルト/Oから始まって、1789年まで、1730/ 1741/ 1742/ 1745/ 1751/ 1752/ 1760/ 1761/ 1764/ 1770/ 1774/ 1777/ 1782/ 1784/ 1789に互ってこの「講座」が設置されて行っている。そしてこの学問の重要性は、外国にも飛び火して、1751年にはイギリスのオックスフォードでも「講座」が設置されている。1752年にはオーストリアでマリア・テレシアによってウィーンに「テレシア・アカデミー」が開設されて、ここではユステイが講座の教授として「カメラリスムス学問」の体系を築き上げていったのである。

(cf. BAUMSTARK,SS.32-35)

*04:カメラリスムス学問の世界

フムパートは『カメラリスムス学問の文献案内』(1937年)でカメラリスムス学問の「百科事典的体系」を次のように分けて示している:

- I. 学問以前のカメラリスムス文献
- II. カメラリスムス学問を学問として育成した期間:
 - A. カメラリスムス学問全体分野
 - B. カメラリスムス学問の個別分野
 1. 私的経済学:
 - * 農業
 - * 林業
 - * 技術
 - * 商業
 - * 銀行・証券取引所
 - * 保険制度
 2. 行政学 (Polizeiwissenschaft)
 3. 狭義の官房学=財政学
 4. 統計学
 5. 官房会計制度論
 6. 官房技術論
- III. ドイツのカメラリストが引用した外国の経済学・社会科学文献
- IV. カメラリスムス学問の隣接分野の文献

このようにフムパートの整理を考える時、このカメラリスムス学問を次のように規定するのはどうか。

「カメラリスティークな経済論、つまり国家経済論」は独自の行政学をつくり出した。それは王侯国家の全ての分野を含んだ一種の家政学であっ

た。そして財政学に取って代わられた。他方農業論を発展させたのであった。

この言は、ハンス＝ウェルナー・ホルプの『経済思想史概論』(2005-6年)でのものである。

(第2巻,SS.269-270)

わたしたちは、フムパートが最初に分類している多様な経済学の分野が、後に「経済学」を成立させるのに重要な役割を果たす「統計学」をも含めてカメラリズム学問で培われた、と考えるべきである。

ブライヒはカメラリズム学問が国民経済学の理論と財政学の理論とを行政学の技術的基礎と人口政策の目的設定に結びつけたのだとしている。

(BLAICH,Die Epoche des Merkantilismus, S.17)

なお、カメラリズムに関しては "Industrie"との関係で位置づけをする見解があるので次の文献参照：

HILGER D."Industrie", G-G : Bd.3, S.274

*05:「臣民」(「ウンタータン」)のナショナルな側面
ブリックレはウェーバー (Max WEBER) を引き合いに出して、「臣民」(ウンタータン) が領主に帰属する身分であってそこから開放された「市民」とは異なるものであることを述べているがその際にシラーの作品を題材にしている。

(BLICKLE,Deutsche Untertanen,"Einleitung", SS.12-13/ -tj. 12-14ページ)

この作品が発表されたのは18世紀末であり、わたしたちがここで扱っている時期に合致しているのでそれを観てみる：シラー (Friedrich SCHILLER) は1787年に『ドン・カルロス』を発表しているが、ここではスペイン国王フェリペⅡ世とその臣下にある侯爵の会話のなかに「市民」と「臣下」が使い分けられている。次のようである：

ボーザ侯：陛下、わたしはつい二日前に帰朝致したばかりでございます。

Es sind Zween Tage, Sire, daß ich ins Königreich Zurückkommen.

王：己は臣下から受けた恩はそのままにしておかぬつもりぢや。

—何なりと望んでくれい。

Ich bin nicht gesonnen,

In meiner Diener Schuld zu stehn

—Erbittet

Euch eine Gnade!

ボーザ侯：わたしは国法に安住してをります。

Ich genieße die Gesetze.

王：さやうの権利は殺人者にも与へられてある。

Dies Recht hat auch der Mörder

ボーザ侯：良民にはなほ更のことでございます。

Wie viel mehr Der gute Bürger!

……

ボーザ侯：陛下。一実はわたくしは世界人として考える事を、陛下の臣下としての詞に包む準備を致して参らなかつたのでございます。

…

Ich bin—ich muß Gestehen, Sire- sogleich nicht vorbereitet,

Was ich als Bürger dieser Welt gedacht,

In Worte Ihres Untertans zu kleiden……

ボーザ侯：実は一わたくしは王侯の奴僕には成り兼ねるのでございます。……

—Ich kann nicht Fürstendiener sein.

ボーザ侯：…わたくしは来らんとする時代の民として生きます。

Ich lebe Ein Bürger derer, welche kommen werden.

(以上：佐藤通次『スペインの太子ドン・カルロス』, 141-145ページ)

Don Karlos Infant von Spanien.

Ein dramatisches Gedicht, SS.214-217)

また1800-1802年に発表された『オルレ안의乙女』のなかでも冒頭のジャンヌの父親のセリフに"Bürger"が用いられている：

父親：さて、近所の衆。

お互今日はまだフランス人で、天下晴れて、先祖代々鋤鍬入れた馴染の田畑の持ち主であるが、あすは誰の支配を受けることやら、心細い世の中だ。

Ja, liebe Nachbarn!

Heute sind wir noch Franzosen, freie Bürger noch und Herren

Des alten Bodens, den die Väter pflügten;

Wer weiß, wer morgen über uns beliebt!

(佐藤通次『オルレ안의乙女』, 9ページ,

Die Jungfrau von Orleans.

Eine romantische Tragödie; S.141)

このように"Bürger"はシラーの作品では「自由な人間」、王侯等の支配者からの法以外の束縛を受けない者、しかも『ドン・カルロス』の原文で傍線を付けた箇所は、日本語の訳語でも「世界人」と考えられる、まさにこの時期に著されたカントの "Weltbürger", であって、各人が自分達の間で取り決めた計画にそって、

したがって、ウンタータンとして支配者に服従するのではなく、全面的に行動することが可能である存在、として用いられている。これは次の注の*06に見る場合と同じである。

(KANT,Idee, S.29/ 日本語訳、24ページ)

*06: "subjects-Untertan"—"bourgeois-Bürger"

この概念は歴史的に変化を遂げながら用いられてきたものであった。

ユスティの「国家経済学」等の文献をみると、「ビュルガー」をどのように位置づけて管理していくのか、という論がでてくる。

そもそもこの「ビュルガー (Bürger)」なるものは一体何かを観ていくと、フランス的概念の「シトワイアン・ブルジョア」がその意味するものであるが、ドイツの場合には、「シトワイアン」に該当する概念は「公民 (国家市民)」("Weltbürger") であり^{#1}、「ブルジョア」になると、一般的に「ウンタータン (Unterthan)」概念を含むものとなっている。この「ウンタータン」というのは、以下にボダンの研究^{#2}で示すように「臣民」・「従僕」・「召使」のことである。

この「ウンタータン」が自分の主人や元主人の手許から分立して自己の生み出した「資産」を「商品」として、マーケットで販売して富を成しているのであるが、この「富」の管理を問題にしているのである。^{#3}

ではこの「ウンタータンの富」がどうして問題になるのか。「ウンタータン」というのは、単なる「臣民」・「召使」ではなく、「ビュルガー」と呼ばれているように「市民」の新しい型なのである。このことについては、ジャン・ボダンが16世紀後半に『国家論』の中で初めて位置づけたのであった。

ボダンは次のように問題提起した (大意) :

商品・貨幣関係の発展と共にそれまでの「イエ」共同体の自給自足の体制が崩れて、「イエ」の外部に商業マーケットが発展し、「イエ」の支配者の「主人」(シェフ/ヘル, マイスター) が「イエ」から外にでて、「イエ」の扉の外に展開しているマーケットに足を運びその場所で自分たちの「共同体」にとって必要な物資を手に入れるのであるが、その際には自分たち「主人」たちも、お互いが平等な個人同士の挨拶をかわすと同時に、今度は、商品の交換過程では、自分たちの「召使」であった者 (マーケットにおける商人) と、相互に平等の立場で挨拶をかわすことになる。ここに「市民」(シトワイアン) 関係が成り立っているのだとした。

(BODIN: Livre Premier.Chap.VI.

Dv Citoyen……p.111ff./ -te, p.46ff.)

#1: このラテン・フランス的「市民」がドイツ的に

は「国家市民」を表しているということに関しては、ヘーゲルが『法の哲学』で強調してきたことである (§§.190/ 200/ 299など)。なおわたしもこの問題を『労働と所有』で解明してきたのでそれを参照されたい: 第2部第2章「市民社会と富」

#2: 「ビュルガー (Bürger)」は、都市住民で元来商業に従事していた「ウンタータン」を指す。次の文献参照:

Etymologisches Wörterbuch des Deutschen.
Herausgegeben von Wolfgang PFEIFER.
Akademie-Verlag.Berlin. 1989.

#3: J.H.JUSTI: Grundfeste: Erster Band: Einleitung zu dem ganzen Werke. 参照.

*07: ゼッケンドルフ『ドイツ王侯国家』

ゼッケンドルフ『ドイツ王侯国家』は表題を次のような内容としたものであった [Frankfurt a.M. 1656.]

(HUMPERT: Bibliographie der Kameralwissenschaft, Köln, 1937 による):

ドイツ王侯国家、あるいは、神聖ローマ帝国において、王侯的なものや、伯爵 領およびその他の所領のドイツ国民を形成することに関する基本的で簡潔な記述。そこには、法的で称賛される生活習慣によって、秩序をもって統治される組織、内部的・法的裁判制度、教区裁判、その他の高等・下級裁判官、行政執行官およびその下での公務員を総括・管理することが述べられ、同様にまた官房・宮廷のことが育成されるようにすることが示される。

その構成: 池田浩太郎によれば、第一部は外面的な考察であるので、本題は第二部の「精神的・世界的次元でのランド・王国の統治・憲法」論ということになる。ここでは「行政学」(Policy-Wissenschaft) が問題になるのであった。なお第3部があるが、これは「諸侯」の状態を論じているものである。

(以上、池田浩太郎「ゼッケンドルフ「ドイツ王侯国家」—前期官房学の財政思想 (一)」参照)

*08: ゼッケンドルフの「ウンタータン」論

ゼッケンドルフは「ウンタータン」の身分・生活環境については、『ドイツ王侯国家』の中で、基本的に王侯貴族が完全に支配するという身分ではなく、また宗教的にも独自のもので許容されていること、ウンタータンがなぜ「奴隷」ではないのか詳細にあつまっている。

(参照: 第2篇の第4章以下)

なお、KAWAMATA,川又祐「官房学」では以上のゼッケンドルフの主張が極めて強いものであったこと

を指摘している。

参照、12ページ以下。

*09:「経済学」形成の一步としての「租税論」

租税体系の構築とそのための経済的土台構造の把握が「経済学」形成の大きな一步となるということに関しては、例えばJ・ボナーは次のように指摘している：

近代の経済学は、個別のサービスとかそれに似た補助やそして、王権の財産からの収入などといった代わりに、国家を支える手段として租税制度を導入したことで、開始されたといえる。そしてこの租税制度は封建制度に取って代わった絶対的専制君主制度とともに開始されるのであった。

(BONAR, Philosophy and Political Economy, p.59)

高橋誠一郎はW・S・ジェントルマンの著書を探り上げる際にこのボナーの言を以て次のように述べている：

ボナー（…）曾つて其の著 Philosophy and Political Economy, in some of their historical relations, 1868 #. に於いて近世の経済学は國家維持の手段として租税制度を採用したるに始まると謂へり。果たして然らば此の對話篇は當さに近世経済思想史上の第一頁に記載せらる可きものなる可し。

[(Bonar, p.59; …)]

(TAKAHASHI S, 高橋誠一郎『重商主義』, 58ページ, # 印の"1868"は"1893"の誤り)

鳥恭彦はこの租税論と経済学の関係について、次のように指摘している：

十七世紀のイギリス市民階級が「國家の必要はまた同時に吾々國民の共同の必要である」と考へた時に、國家論及び租税論の偉大な進歩がなしとげられたのである。この自主的精神のために、始めてイギリスの市民階級は國家主權と徴税權の根據について大膽な科學的な洞察を試みる事が出来たのである。

…

経済学と租税論の密接な交渉もフランスやイギリスに於ける市民階級の擡頭と國家權力への接近を意味してゐるのであるが、官僚的租税論を支持するシュタインはかう云ふ現象を決して快くは思はない。市民的経済学の洗禮をうけた租税論は一般に「反國家的態度」をとり國家行政の領域を「官僚政治の秘密と専制君主の恣意」の充滿してゐる非合理的な領域と見做し、國家經濟に關する事象を専ら私經濟の範疇を以て解釋しようとするからである。

…市民經濟学の「反國家的態度」は決して絶対的なものではない…

反國家的態度は市民經濟学が舊い封建的、絶対主義的國家に對する時に生ずるものに過ぎない。だか

ら例へば自由貿易運動の完成期以後にあらはれる市民經濟学は敢へて反國家的態度をとらうとはせず、むしろ國家主義や保護主義と結びつく場合がある。

(SHIMA Y, 鳥恭彦『近世租税思想史』, 10-12ページ)

*10: ユスティの体系と「財政学」

池田浩太郎はユスティの体系を考察するに当たって、次のように前置きをしている：

われわれはユスティの官房学説を、財政思想、とくにその租税・公債論などを中心として論じてゆきたいと思う。…

この場合、とりあげるべき労作を「國家經濟」全二卷、1755年…と「財政の体系」1766年…の二著作にしほるところまでは誰にも異論がないと思われる。ユスティが体系的に財政を論述したのは、この二著作に限られているからである。…

…筆者はあえて「財政の体系」をもってユスティ財政論の代表作として、これをとりあげてみたい。

池田はこの書物が「財政」を全面にだし、しかもユスティ最後の著作だから、十分に考察の根拠足るとしている。

(IKEDA K, 池田浩太郎「ユスティ「財政の体系」—後期官房学の財政思想(一)」、105-106ページ)

*11: "capite"/"capitali"/"capitalis" (アンダーライン…阿部)

"capital"という概念が、具体的な個別概念ではなくて「頭」や「身体」として、さらには、「主人」や「王」の所有物という形で用いられる例は、古くは、11世紀イングランドの『ドムズデイ・ブック』、そして1215年の『マグナ・カルタ』に見られる。若干例を挙げてみる：

(1): 『ドムズデイ・ブック』: "capite"という概念である：

* From one or two entries, …there can be little doubt that the designation was generally applied to the King's immediate freeholders, the Tenants in capite. (V.1: p.44)

* * "Tenants in capite = Tenants in chief" [タイトルおよび p.45]

* SUFFOLK: Tenants in capite ……74

* * The Vavassores Reign, who form the 74th head of lands in capite. Suff. foll.466.446b.447, in the individual entries are called "Liberal Homines", without mention of their name; their total is 56, and is added to their class in the present Abstract.

(Vol.2 p.488)

(2): 『マグナ・カルタ』(ローマ数字は「条」)

"II. Si quis comitum vel baronum nostrorum, sive aliorum tenentium de nobis in capite per servitium militare, mortuus fuerit,

若し、朕の伯なり、パロンなり、もしくは軍事的奉仕によって、朕から直接に受封しているその他の者の中の何人かなりが死亡し、…

原語 tenens iu capite は、英訳すると tenant in chief であって、'王より直接に受封している者' をいう。(20ページ)

IX. Nec nos nec ballivi nostri seisiemus terram aliquam nec redditum pro debito aliquo, quamdiu catalla debitoris sufficiunt ad debitum reddendum; nec plegii ipsius debitoris distringantur ipse capitalis debitor sufficit ad solutionem debiti; et si capitalis debitor defecerit in solutione debiti, non habens unde solvat, olegii respondeant de debito; et si voluerint, habeant terras et redditus debitoris, donec sit eis satisfactum de debito, quod ante pro eo solverint, nisi capitalis debitor monstraverit se esse quietum inde versus eosdem plegios.

朕も朕の代官も、債務者の動産が債務の弁済に十分なかぎり、彼のいかなる債務についても、そのいかなる土地も地代も差押えないだろう。また主たる債務者自身が、債務の弁済に十分なるかぎり、当該債務者の保証人達が、差押えを掛けられることはないものとす。而して、若し主たる債務者が、弁済にあてべき財産がなくて、債務の弁済をなし得ない場合には、保証人達が、その債務について責任を負うべきものとす。而して、保証人達は、若し彼らに、その意志があれば、彼らが先に債務者に代わって弁済した債務について補償を受けるまで、その債務者の土地及び地代を保有することができる。ただし、主たる債務者が、当該保証人に対して、自分は、その点では、免責せられおることを示した場合には、この限りでない。(37-39)

"capitali":

XLI. Omnes mercantores habeant saluum et securum exire de Anglia, et venire in Angliam, et morari, et ire per Angliam, tam per terram quam per aquam, ad emendum et vendendum, sine omnibus malis tollis, per antiquas et rectas consuetudines, preterquam in tempore gwerre, et si sint de terra contra nos gwerrina; et si tales inveniuntur in terra nostra in principio gwerre, attachiennitur sine dampno corporum et rerum, donec sciatur a nobis vel capitali iusticiario nostro quomodo mercatores terre

nostre tractentur, qui tunc inveniuntur in terra contra nos gwerrina; et si nostri salvi sint ibi, alii salvi sint in terra nostra. (HOLT,-2, pp.461-2)

すべての商人は、あらゆる悪料金なく、古来の正しい慣習によって、売買のため、陸路によると海路によると問わず、安全に、心配なく、イングランドを出ることも、イングランドへ来ることも、イングランドに滞在し、イングランド中を旅行することができる。ただし、戦時において、且つ彼らが、朕に対して戦争状態にある国の者なるときは、このかぎりでない。而して、若しこのような者共が、戦争の初頭において、朕の王国内に見出されることがあれば、彼らは、朕なり朕の最高裁判官なりが、朕に対し戦争状態にある国内で、その当時見出される朕の国の商人共が、どのように取扱われているかを知るにいたる迄、その身体及び財産に対する損害を受けることなく、抑留されるものとする。而して、若し朕の国の国人達が、かしこにおいて安全であるならば、[この] 他の [国の] 者達は、朕の王国内においても、安全であるべきものとす。

(95-97ページ)

なお、ゲイエスベエクはこの "capitalis"="chief/head" であり、"capitali"="property" であるとする。

(GEIJSBEEK, Ancient Double=Entry Bookkeeping, p.14)

*12: ユスティの体系 (「グートアハテン」)

ここではこのユスティの体系を詳しく考察していく。それは次のものであった:

第1: どのような統治術が国家の至福に資するの
か。

第2: ウンタータンはそのためにどのように寄与
するのか。

*第1の場合: 統治を進めるになかで、国家の至福は

I) 国家のまったくの安全性を通じて

II) 十分な富の存在によって達成される。

*第2の主要考察点: ウンタータンはそのためにどのように寄与するのかということは次の点に収斂する:

I) ウンタータンを直接に従わせる。

II) 間接的に従わせる。

この体系のなかではとりわけ重要なのは第2の"Unterthan"対策であるとする。それには国家の統制が重要であり、そのために「カメラリスムス学問と財政学」が独自の役割を担うのである。どのようにかという、次の2つの点である:

I) 国家が要するコストのための膨大な費用に対する十分で適切な、そして国家の至福に資する取

入をどうやって算定するのか。

- II) そのような収入の支出と管理をどのように効率的にするのか、そして国家の福祉事業を進める方策・体制を如何にして進めていくのか。

以上のことを実現するためには次の5つの体系が必要であるとして次の項目を挙げた：

- I) 行政学
- II) 商業学と工業学
- III) そのためのいわゆるカメラリスムス学問と財政学における講義と実践的演習
- IV) 国家や土地に関する経済学または家政術
- V) そしてそれに資する鉱山採掘業の学問の特別講義

しかしながらユスティは先ず第一には行政学が重要なので、それから入るとした。そして3つの体系を示している：

- I) 行政組織の性格と準備および法律化
- II) 行政組織の実行・統制・監視とその法律化
- III) 行政法の本質的な内容について。それは以下の3つの一般的な根本的なものからすべての実行可能な行政法を実施するのである。この3つのものというのはいつあるいはその他の国家の基礎に、つまり至福にそれ自体にその根本をもっているのであるがそれは次のものである：
 - * 精神的に健康なウンタータンの相当数の確保。
 - * 一般的な形でウンタータンの職業および生産物の安定化および管理が行われること。
 - * その地での生活と信用は進められなければならない。とりわけ、産業は必要な結びつきと関係を保持しなければならない。

この< III >には次のことが附加されている：

- * IIIへの追加：第3の一般的な行政の根本的なものによれば、生活と信用はその地では進められなければならない。つまり産業はある種の必要な結びつきと関係が保たれるのである。実行に当たっては次のことが考慮されるのである：

- A. 生活と信用が進められるための手段。それは次のものである：
 1. すべての産業とマニファクチュアの必要な結びつきと関係、このことは生活を進め等々としてのもっともとりやすい手段
 2. 生活や信用を進めるためのその他の手段
- B. 生活と信用の悪い状態や失敗の原因を知ること。それは
 - 1) その土地のもっている不幸な状態、自然的な欠如、その性質からなのか。
 - 2) あるいは、それらの原因が国家の内部で起きたものからか、実際に実行されている統制の欠点

からなのかである。この後者は統治者とその臣下によるの十分で賢明な熟慮とで見出されなければならないものなのである。けれどもそのようなことが起こった場合には手際よく正しい手段が見出される必要がある。そういった原因は通常次のことから生起する：

1. 適量な貨幣量の不足である。この貨幣量は商業や産業の間に出回っているはずであった。だからこのことは全土で出回っている貨幣の量がどの程度のものが決定され得るかが指示されることになる。
 - a) ひとつは、その国には不十分な貨幣量しかないということ、そしてその他の手段がないということ、この場合にはすでに展開した3つの支配的な主要な本道が以下のことになっているということによるものである。それは次のことである。
 - 1) 裕福な外国人の誘惑
 - 2) 外国人との有利な商業、そして
 - 3) 鉱山採掘業
 - b) そうでなければその国の貨幣は無意味と看做されているか、あるいは外国の銀行の手で、
 - 1) 上記の手段のために資本が保証されている。
 - 2) 公的な信用が設定されている。これはいわば利子の正しい計算と負担の計算のために生じなければならないのであって、その場合には、既成の法によって工夫がなされ、善し悪しが示されなければならない。
 - 3) 外国の銀行に貨幣を預けることの禁止。
 - 4) 良好な貨幣鑄造所というのは
 - a) 分厚い鑄貨の種類は鑄造コストを差し引いて残ったものに真の価値がある。他方国内で良貨が商業で吸い取られれば、その国の鑄貨は外国で信用を無くし、国内では減価によって、打歩が生じ、流通手段の貨幣はますます失われ、損失が生ずる。
 - b) 外国の低品位の鑄貨は流通しない。
- 5) 国内通貨の輸出の禁止は実行力がない。国内の信用が弱体するということがなければ、無力ではないのである。同様に外国商品は国内産物が輸出されなければバランスがとれるのである。しかし次のことは起こる：もし外国の低品位の鑄貨が流通しないのならば、国内の鑄貨の輸出

は起こらないということである。したがって、この二つの場合は同じことで、すべてはここから生ずるのである。

2. 良き統制概念や基準の欠如において。これは次の場合に起きるのである：

- a) ウンタータンが法外な課税や不正な圧迫などによって、長らく危険な状態にあって搾取されていて、しかも、何らかのものを作り出す楽しみが奪われているような時にそのようなことを統制し裁く。
- b) 商品や原料の輸出入が無条件に自由にされているか、あるいはあまり考えないで禁止されている場合。
- c) 多すぎる関税や通行税、またそのような悪い措置。
- d) ものを作り出していく際のその間に存在する諸関係の欠如。

これらのことが行政学全体の根本なのである。

(SS.2-29)

*13：ダルイエスの国家の収入源としての「資本」の採用

ダルイエスは「カメラリスムス学問のための準備」という「序論」で国家収入を安定的に確保するためには、「資本」を用いるべきであるとして、その§.10で次のようにいう：

§.10：年収入の源泉は私たちの能力を適用するという器用さにあるのか、あるいはその源泉はわたしたちが毎年利用し得る、すでに獲得されている財にあるかなのである。この2番目のものは年々の収入の特別な源泉で、これをフォンド、資本と呼ぶ。

そして、このような意味で「資本」概念を用いることに関して次のように述べる：

§.13の注釈：わたしたちは資本という言葉を決して狭い意味では用いない。この狭い意味だと、この資本では、すでに獲得されている貨幣で、わたしたちが何らかの利益を得るために、別のあるものを借りているということを意味しているのである。そうではなくて、一般的な理解でこの言葉を受け取っているのである。その場合には資本はそれ自体として獲得された資産を示していて、持続的なもので年々わたしたちが利用し得るものを指し示していなければならないのである。…

§.15. フォンドはかくして決定される。資本またはフォンドは王国の収入によって国家およびウンタータンの富である。

DARJES, Erste Gruende, "Vorbereitung" 参照

*14：ローテンブルグの「ヴァイサー塔」

1525年の「農民戦争」の失敗後、ドイツでは、教会に関する条例は時の統治権力が関与し、その執行は「領邦君主に委ねられた。…司祭は上から任命され、「国家役人」と見まごうばかりの存在となり、宗教改革は領邦君主によって統制される。」

(BLICKLE, Deutsche Untertanen, S.129

『ドイツの臣民』138ページ)

このような教会・領主体制のもとでは当然「キリスト教」がすべてを決した。ホルニクの言にもあったようにユダヤ人などは「非キリスト教」のレッテルを貼られ(参照, 本論文の45ページ)、都市共同体などから追放されたのである。中世都市の面影を残しているローテンブルグには「ヴァイサー塔」というのが「観光名所」に指定されているが、これはユダヤ人迫害の記念碑でもあった。14世紀末頃までユダヤ人が集っていた祈りの場が広場にあったのが、その影響力の低下とともに、ユダヤ人(市民)は彼らの居住地域から城壁外に移された。城壁外であるから、いわば市民権の否定である。さらに1520年には彼らはローテンブルグから追放された。この「ヴァイサー塔」と隣接する「祈りの場(シナゴーク)」(現在は平地化)やかつての「ユダヤ人舞踏の家(集会所)街」は「ユダヤ人街」として現在は「観光地」になっている。

(ヴィリ・ザウワー出版社『ローテンブルク オプ デア タウバー』日本語版、2007、参照)

*15：ゾーデン『国民経済学』の構成(1805-1810)

- Bd.1 (1805)：1 固有の学問としての国民経済学 / 国家資源・国富概念/ 基本概念としての価値・価格
2 国民経済学の構成要素：資本材料・原料・生産力・人口
3 初源的生産力—農業
- Bd.2 (1806)：1 工業生産力
2 商業的生産力
3 国民の構成員の生産力総体の運動手段
貨幣・銀行・投資銀行
- Bd.3 (1808)：国民の相対的生産力・国家
- Bd.4 (1810)：1-3巻の総括

*16：「カメラリスト」ラウ

加田哲二は次のように述べる：

ラウは一面において、経済的自由主義者の支持者であるとともに、他面、第十八世紀のカメラリスムの色彩を多分に 持っているのである。…ドイツの経済学は…國家的觀念が浸潤してゐた。

言葉にかへていへば、カメラリズム時代の遺産を多く「警察学」(Polizeiwissenschaft)の名の下に傳承してゐた。而してこれは、社會的並に經濟的生活の過程における國家權力の干涉のあらゆる施設をいふのである。ラウは、この經濟的施設を舊警察學から引き出して、國民の經濟状態に關する國家の目的と經濟的法則との結合から出て、これに經濟政策といふ名稱で包括し、かくてこの問題をドイツ經濟學における獨立範圍として、思惟せしめるに至つたのである。

(KADA T,加田哲二、『獨逸經濟思想史』,108ページ)

* 17: シュトルヒ『經濟学教程』

シュトルヒの『經濟学教程』について、その構成は次の通り：

タイトル—經濟学教程、あるいは國民の反映を決定する原理の説明。

Cours d'Economie Politique, ou Exposition des Principes qui déterminent la Prospérité des Nations.

* 序説：國家学を構成している諸教義の違いについての洞察

Discours préliminaire. Aperçu des différentes doctrines qui composent la science de l'Etat.

* 一般論、あるいは經濟学への序論

Introduction Générale, ou prolégomènes à l'économie politique.

第1部：国富理論

Théorie de la richesse nationale.

第1：富の生産

De la production des richesses.

第2：富の蓄積、あるいはフォンド

De l'accumulation des richesses, ou des fonds.

第3：年生産物の初源的な分配、あるいは収入

De la distribution primitive du produit annual, ou des revenus.

第4：年生産物の二次的分配、あるいは流通

De la distribution secondaire du produit annual, ou de la circulation.

第5：通貨

Du numéraire.

第6：信用

Du crédit.

第7：消費

De la consommation.

第8：国富の自然生的進歩について

Des progrès naturels de la richesse natio-

nale.

第2部：文明理論

Théorie de la civilisation.

第1：文明の要素、あるいは内的財

Des élémens de la civilisation, ou des biens internes.

第2：文明の自然生的進歩について

Des progrès naturels de la civilisation.

* 結論：

* 22：ラウ『國民經濟学ハンドブック』の構成

ラウの翻譯による、シュトルヒ『國民經濟学ハンドブック』

(Handbuch der National=Wirtschaftslehre)

* 國家学の諸分野について

Von den Theilen der Staatswissenschaft.

* 國民經濟学序説

Einleitung zur Volkswirtschaftslehre.

第1部：國民の資産

Von dem Volksvermoe gen.

第1：資産の形成

Von der Hervorbringung des Vermoe gens.

第2：資産の蓄積あるいは財貨準備

Von der Anheufung des Vermoe gens, oder von den Guetervorraethen.

第3：年生産物の本源的な分配あるいは収入

Von der urspruenglichen Vertheilung des jaehrlichen Erzeugnisses, der von dem Einkommen.

第4：年生産物の派生的分配あるいは流通

Von der abgeleiteten Vertheilung des jaehrlichen Erzeugnisses, oder von dem Umlaufe.

第5：貨幣

Von dem Gelde.

第6：信用

Von dem Credite.

第7：消費

Von der Verzehrung.

第8：國民の生活状態の自然生的な進歩

Von den natuerlichen Fortschritten des Volkswohlstandes.

第2部：社会的なものの形成について

Von der geselligen Bildung.

** 序説Einleitung

第1：社会的なものの形成の構成要素あるいは内的財

Von den Bestandtheilen der geselligen

Bildung, oder von den inneren Guetern.

- 第2：社会的なものの形成の自然生的な進歩
 Natuerliche Fortschritte der geselligen
 Bildung.
 ＊＊ 結論：生活状態と社会的なものの形成の相
 互の連関性
 Schlußbetrachtung.
 Gegenseitiger Einfluß des Wohlstandes
 und der geselligen Bildung auf einander.

* 註釈

*19：ラウの『経済学教程』

ラウの『経済学教程』全3巻の内訳は次の通り：

第1巻：国民経済学綱要

* 序論

* 国民経済学

- 第1部：国民の資産の本質
 第2部：資産の諸部分の生成
 第3部：資産の分割
 第4部：資産の消費
 第5部：生産的工業

第2巻：経済政策（国民経済の保護育成）

* 序論

第1部：直接生産活動あるいは原材料生産労働の促進

第2部：財貨生産物の分配の拡大

第3部：財貨消費に関する方策

第3巻：財政学

第1部：国家支出

第2部：国家歳入 * 序論

第2部：国家歳入 * 租税

第3部：国家の歳入の歳出に対する関係

第4部：財政の本質の外的整備の概観

*20：ロッシヤーの体系：全5巻の内容

国民経済学の体系：全5巻の内容

第1巻：国民経済学の基礎—1854.

* 序論

第1部：財の生産

第2部：財の流通

第3部：財の分割

第4部：財の消費

* 付録：人口

第2巻：農業耕作の国民経済学—1859.

* 序論：集中化と国家のなかの小国家

第1部：農耕の前の段階

第2部：農耕

第3部：農耕の隣接分野

第3巻：商業および産業の国民経済学— [?] /1881

* 序論：都市の一般の本質

第1部：商業

第2部：狭義の産業

* 付録：鉱業

第4巻：財政学の体系—1886.

* 序論：

第1部：完全/半私経済的な国家収入

第2部：租税一般

第3部：個々の租税

第4部：国家支出

第5部：国家収入と国家支出の均衡

第6部：財政行政

第5巻：貧困救済と救貧政策—1894

* 序論：貧困の病理学について

第1部：療法部：貧困の健全=治療手段

第2部：養生の部：貧困化を予防する方策

第4巻の「財政学の体系」

第4巻の「財政学の体系」は初版（1886年）ではその半分が公表されたとなっていたのであるが、1894年の第4版でこれが変更されて、「財政学の体系」は初版の体系が基本となって、増補改訂版で終了した。しかしそれを発展させる「体系」の後半部分は第5巻となった旨が第4巻の第4版序文で述べられている。

*21：シュタイン『国家学体系』の構成

シュタイン『国家学体系』全二巻

第1巻：統計学、人口論体系と国民経済学

* 国家学概念

* 一般論

I. 事実に関する教説（統計学）

II. 人口に関する教説（人口論）

* 個別論

I. 財貨に関する教説

第1部：財貨論

第2部：経済学（Die Wirtschaftslehre）

第3部：国民経済学

（Die Volkswirtschaftslehre）

第2巻：社会学（Die Gesellschaftslehre）

第1の部分：社会の概念と社会階級に関する教説

第1部：社会のエレメント

第2部：社会秩序

[文献一覧]

凡例:

- 1 著者名順 (アルファベット)
- 2 -* * 版; 翻訳: -tj: 日本語訳/ -te: english/
td: deutsch/ -tsw: swedisch など; r: 復刻
[1957] /1978: 原本刊行年は1957年であり,
[] は未見で, ここでの参照は1978年版

ABE H,阿部弘,1942.

『労働と所有一経済学の出発』, 八千代出版, 東京,
1983.

ARISTOTELIS,ΑΡΙΣΤΟΤΕΛΗΣ,384-322BC.

- 1 *Πολιτικά* / *Politica*. Edited by W.D.Ross,
Oxford, [1957] /1978.
-tj 山本光雄『政治学』.岩波文庫, [1961] /1967.
- 2 *Ηθικά Νικομαχεια* / *Ethica Nicomachea*.
Edited by L.BYWATER,Oxford, [1894]
/1979.
-tj 高田三郎『ニコマコス倫理学』.岩波文庫,上・下,
[1971] /1993.

BACON,Francis:1561-1626.

- Pars Secunda Operis, quae dicitur NOVVM
ORGANVM, sive Indicia Vera de Interpretatione
Naturae.* [1620]
- 2 *Operum Moralium et Civilium.* Cura Fide
Guilielmi RAWLEY,Londoni,Excusum typis
Edwardi Giffini,
Prostant ad Insignia Regia in Cmeterio D.Pauli,
apud Richardum Whitakerum,1638.
[1620年版(「正誤表」入り),表紙なしで所収]
- tj 桂寿一『ノブム・オルガスム(新機関)』.岩波
文庫, [1978] /1980.

BAUMSTARK Edward,1807-1889.

Kameralistische Encyclopädie. Handbuch der Kam-
eralwissenschaften und ihrer Literatur für
Rechts= und Verwaltungs=Beamte, Landstände,
Gemeinde=Räthe und Kameral=Candidaten.
Heidelberg und Leipzig. Druck und Verlag von
Karl Groos. 1835.

BECHER,Johann Joachim:1635-1682.

Politischer Discurs. Von den eigentlichen Vrsach-
en/deß Auf=und Abnehmens/ der Städt/
Länder und Republicken /in specie,Wie ein
Land Volckreich und Nahrhaft zu machen/und
in eine rechte Societatem civilem zu bringen.
Auf wird von dem Bauren=Handwercks und
Kaufmannsstand/derer Handel und Wandel/
item Von dem Monopolio, Polypolio und Propo-
lio, von algemeinen Land: Magazinen/ Niederla-
gen/ Kaufhäusern/ Montibus pietatis, Zucht=

und Werckhäusern/ Wechselbäncken und der-
gleichen/ außfürlich gehandelt. Calvin, in Lex.
Jurid.

Publicè interesse ducitur, quod in commune
expedit, & ad totius reipublicæ utilitatem
spectat, licet quæ ad omnes pertinent,plerumq;
à singulis negligantur.Franckfurt/In Verlegung
Johann David Zunners/ Anno Christi [M DC
LXVIII (1668)]

-r Mit einem Kommentar von Joachim Klaus
und Joachim Starbatty. <Klassiker>, 1990.

BLAICH Fritz,

- 1 *Die Epoche des Merkantilismus.* Franz Steiner
Verlag GmbH, Wiesbaden. 1973.

BLICKLE Peter,1938-

- Deutsche Untertanen.* Ein Widerspruch. Verlag
C.H.Beck, München,1981.
- tj 服部良久『ドイツの臣民. 平民・共同体・国家
1300～1800年』, ミネルヴァ書房, 京都, 1990.

BODIN,Jean : 1530-1596

- Les Six Livres de la Republique,* Paris, [1576]
- 2 Fayard,Ouvrage publié avec le concours du
Centre National des Lettres.
Texte revu par Christianne FREMONT/ Ma-
rie-Dominique COUZINET/ Henri ROCHAIS
:I-VI vols, 1986
- te The SIX BOOKES of a COMMONWEALE. Writ-
ten by I. BODIN a famous Lawyer, and a man of
great Experience in matters of State. Out of the
French and Latine Copies, done into English, by
Richard KNOLLES,
London. Impensis G.Bishop, 1606.

BONAR James, 1852-1941

- Philosophy and Political Economy:*
In some of their historical relations.
London.Swan Sonnenschein & Co./New York.
Macmillan & Co. [1893.] /
-2 3rd ed.London : George Allen & Unwin.
Ltd,1922.

DARJES Joachim Georg,1714-1791

- Erste Gründe der Cameral=Wissenschaften*
darinnen die Haupttheile so-wohl der Oeconomie
als auch der Policey und besondern Cameral-
Wissenschaft in ihrer natürlichen Verknüpfung
zum Gebrauch seiner academischen Fürlesung
entworfen. Jena : Johann Adam Melchiors
Wittwe, 1756. [早稲田大学図書館: 特 文庫13
D0008]
- 2 2te Auflage. Andere und vermehrte Auflage.

Leipzig, verlegt diese zwote Auflage Bernhard Christoph Breitkopf und Sohn, 1768,

GASSER Simon Peter, 1640-1688

Einleitung zu den Oeconomischen Politischen und Cameral=Wissenschaften/ Worinnen für dieses mal Die OECONOMICO-CAMERALIA Von den Domainen= oder Cammer= auch andern Gütern, deren Administration und Anschlägen, so wol des Ackerbaues als anderer Pertinentien halber, samt den Regalien angezeigt und erläutert werden, Nebst Einem Vorbericht Von der Foundation der neuen oeconomicischen Profession, und des Allerdurchlauchtigsten Stifters eigentlichen allergnädigsten Absicht. Halle, In Verlegung des Wäysenhauses, MDCCXXIX (1729) .

GEIJSBEEK John B.

Ancient Double=Entry Bookkeeping.— Lucas Pacioli's Treatise (A.D.1494—the earliest known writer on bookkeeping) reproduced and translated with reproductions, notes and abstracts from Manzoni, Pietra, Mainardi, Pmpyn, Stebin and Dafforne. Published by John B. Geijsbeek. Denver, Colorado. 1914.
[早稲田大学図書館 : F336.9/ 133]

HECKSCHER Eli Filip, 1879-1952.

Merkantilismen. [1931]
-td *Der Merkantilismus.* Autorisierte Übersetzung aus dem Schwedischen von Gerhard MACK-ENROTH. 2 Bde.
Verlag von Gustav Fischer in Jena. 1932.
-te *Mercantilism.* Authorized Translation by Mendel SHAPIRO, [1935]
-te2 Revised Edition Edited by E.F.SÖDERLUND.
London. George Allen & Unwin Ltd./N.Y. The Macmillan Company. 1955.

HEGEL Georg Wilhelm Friedrich, 1770-1831.

Grundlinien der Philosophie des Rechts (1821)
-2 Sämtliche Werke. Jubiläumsausgabe in zwanzig Bänden. Herausgegeben von Hermann GLOCKNER. Siebenter Band.
Fr. Frommanns Verlag, Stuttgart. [1833] /1952.
-3 SK Bd.7
-SK *G.W.F.Hegel Werke in zwanzig Bänden.* Aus der Grundlage der Werke von 1832-1845, neu edierte Ausgabe. Redaktion Eva MOLDENHAUER und Karl Markus MUCHEL. Register von H.REINICKE.
Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main. 1969-79.

-tj 藤野渉・赤沢正敏 (訳) 「法の哲学」, 岩崎武雄 (編集) 『ヘーゲル』, 世界の名著44, 中央公論社, 1978

HILGER Dietrich.

"Industrie, Gewerbe" (Mit Lucian Hölscher) .
G-G. Bd.3. 1982. SS.237-304.

HILGER Marie-Elisabeth

"Kapital" (Mit Lucian Hölscher) . G-G. Bd.3. 1982. SS.399-454.

HOERNIGK, Philipp Wilhelm von: 1640-1714.

1 *Österreich uber alles wann es nur will.* Das ist: Wohlmeinender Fürschlag Wie mittelst einer wolbestellten Lands=Oeconomie, die Kaeyserl. Erbland in kurzem über alle andere Staat von Europa zu erheben/ und mehr als einiger derselben/ von denen andern Independent zu machen. Durch einen Liebhaber der Kayserl.
Erbland Wolfahrt. Gedruckt im Jahr Christi [1684] .
-r Mit einem Kommentar von Herbert Matis, Bertram Schefold, Monica Streissler, Erich W. Streissler und Keith Tribe. <Klassiker>. 1997

HOLUB Hans-Werner.

1 *Eine Einführung in die Geschichte des ökonomischen Denkens.*
Lit Verlag. Wien 2005-6
Band I Methodologische Vorbemerkungen, A tertum, Mittelalter (2005)
Band II Merkantilismus, Kameralismus, Colbertismus und einige wichtige Ökonomen des 17. und 18. Jahrhunderts (ohne Physiokraten und Klassiker) . (2005)
Band III Physiokraten und Klassiker. (2006)

HUME David, 1711-1776.

Political Discourses. [1752]
-r Mit einem Kommentar von Sir Alan Peacock, Ernst Topisch und Gerhard Streminger.
<Klassiker>, 1987.

HUMPERT Magdalene,

Bibliographie der Kameralwissenschaften.
<Kölner Bibliographische Arbeiten>
Herausgegeben von H. CORSTEN/ E. WALB.
Band I.
Balduin Pick Verlag, Köln. 1937.

IKEDA Kotaro,池田浩太郎,1929-

大川政三と共著『近世財政思想の生成：重商主義と官房学』,千倉書房,東京,1982.

JUNG, Johann Heinrich (Jung-Stilling) ,1715-1799.

Gemeinnütziges Lehrbuch der Handlungswissenschaft. Für alle Klassen von Kaufleuten und Handlungsstudierenden. Leipzig in der Weygandschen Buchhandlung. 1785.

JUSTI, Johann Heinrich Gottlobs von : 1720-1771.

1 *Von der Abtretung des Reichslehens im Frieden mit auswaertigen Maechten.*

[Wien.1751] .

2 (*Gutachten*)

Aus höchsten Befehl an Sr.Röm.Kaiserl. und zu Ungarn und Böhmen Königl. Majestät erstattetes allerunterthänigstes Gutachten von dem vernuenftigen Zusammenhange und practischen Vortrage aller Oekonomischen und Cameralwissenschaften wobey zugleich zur Probe die Grundsätze der Policywissenschaft mit denen darzu gehörigen practischen Arbeiten vorgetragen werden benebst einer Antrittsrede von dem Zusammenhange eines blühenden Zustandes der Wissenschaften mit denjenigen Mitteln, welche einen Staat mächtig und glücklich machen. [Leipzig,1754]

-rep Goldsmiths'-Kress Library.Segment 1. Reel 651-8899.3

3 *Neue Wahrheiten zum Vortheil der Naturkunde und des gesellschaftlichen Lebens der Menschen.* [Leipzig,1754-58] .

4 *Staatswirtschaft* oder Systematische Abhandlung aller Oekonomischen und Cameralwissenschaften, die zur Regierung eines Landes erfordert werden.

Leipzig, Verlag Bernhard Christoph Breitkopf,1755 [一橋大学：メンガー文庫]

-2 2-te [1758] /

-2r Reprint : Scientia Verlag Aalen,1963.

5 *Entdeckte Ursachen des verderbten Münzwesens in Deutschland.* [1755]

6 *Grundsätze der Policywissenschaft* in einem vernünftigen, auf Endzweck der Policy gegründeten, Zusammenhange und zum Gebrauch Academischer Vorlesungen abgefasst.1756 [一橋：メンガー文庫]

-r Mit einem Kommentar von Heinz Rieter, Bertram Schefold, Keith Tribe und Josef Wysocki.<Klassiker> 1993.

-2 Zweyte, stark vermehrte Auflage. Gowttingen, im Verlag der Wittve Vandenhoeck. 1759.

-3 3te mit Verbesserungen und Anmerkungen von Johann BECKMANN, [1782]

-r Sauer & Auvermann KG, Frankfurt. a.M.,1969.

7 *Grundriss des gesamten Mineralreiches* worinnen alle Fossilien in einem, ihren wesentlichen Beschaffenheiten gemassen, Zusammenhange vorgestellt und beschrieben werden. [Goettingen : Witwe Vanderhoeck. 1757.]

8 *Vollstaendige Abhandlung von denen Manufacturen und Fabliken.* Kopenhagen, Auf Kosten der Rothenschen Buchhandlung. 1758. [一橋大学：メンガー文庫]

9 *Der Grundriss einer Guten Regierung in Fünf Büchern.*

Frankfurth und Leipzig,im Verlag Johann Gottlieb Garbe. 1759.

10 *Grundriss aller oekonomischen und Cameralwissenschaften.* [1759]

11 *Oeconomische Schriften* ueber die wichtigsten Gegenstände der Stadt=und Landwirthschaft. 2 Bde.

Erster Band.Berlin und Leipzig,1760./ Zweiter Band. [1761]

12 *Die Natur und das Wesen der Staaten,* als die Grundwissenschaft der Staatskunst, der Policy, und aller Regierungswissenschaften, desgleichen als die Quelle aller Gesetze.

Berlin, Stettin und Leipzig, Verlag Johann Heinrich Rüdigers. 1760. [一橋大学：メンガー文庫]

-2 *Des Herrn von Justi Natur und Wesen der Staaten als die Quelle aller Regierungswissenschaften und Gesetze.*

Mit Anmerkungen herausgegeben von D. Heinrich Godfried SCHEIDEMANTEL. Mitau, bei W.A.Steidel und Compagnie. 1771.

13 *Abhandlung von der Macht Glückseligkeit und Credit eines Staats.*

Frankfurt und Leipzig bey Johann Friedrich Gaum. 1760. [一橋大学：メンガー文庫]

14 *Die Grundfeste zu der Macht und Glückseligkeit der Staaten;* oder ausführliche Vorstellung der gesamten

Policy= Wissenschaft. Königsberg und Leipzig 2 Bde, 1760-61.

Erster Band,welcher die vollkommene Cultur des Bodens,die Bevölkerung,den Anbau, Wachstum und Zierde der Städte; desgleichen die Manufacturen, Fabriken und Commercien, und den Zusammenhang des ganzen Nahrungsstandes abhandelt. 1760.

Zweyter Band, welcher die häusliche Regierung,

die bürgerlichen Tugenden, die innerliche Sicherheit, die Anstalten wider Feuersgefahr, die Üppigkeit, die Versorgung der Armen, und mithin vornämlich die Stadt=Policey sowohl, als die practische Erkenntniß der Policey=Wissenschaft abhandelt. 1761.

- 15 *Abhandlungen von der Vollkommenheit der Landwirthschaft und der hoechsten Cultur der Laender.*

Ulm und Leipzig. 1761. [一橋大学：メンガー文庫]

- 16 *Gesammlete Politische und Finanzschriften ueber wichtige Gegenstände der Staatskunst, der Kriegswissenschaften und des Cameral, und Finanzwesens.* [Kopenhagen und Leipzig. 1761]

-rep Goldsmiths'-Kress : 9657.5

- 17 *Ausführliche Abhandlung von denen Steuern und Abgaben nach achtten,* aus den Endzweck der bürgerlichen Gesellschaften abfließenden Grundsätzen, und zur Wohlfarth der Völker dienlichen Maaszregeln.

Königsberg und Leipzig, in Verlag bey G. Ludwig Woltersdorffs Wittwe. 1762. [一橋：メンガー文庫]

- 18 *System des Finanzwesens,* nach vernünftigen aus dem Endzweck der bürgerlichen Gesellschaften, aus der Natur aller Quellen der Einkünste des Staats hergeleiteten Grundsätzen und Regeln.

[Halle, Zu finden in der Rengerischen Buchhandlung, 1766.]

-r Verlag und Antiquariat Gruber, Dillenburg. 1998. [駒澤大学図書館]

KADA T, 加田哲二,

『獨逸經濟思想史』, 改造社, 東京, 1931.

KANT Immanuel, 1724-1804,

"Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerliche Absicht". [1784]

-2 Ausgewählte kleine Schriften. III.

Philosophische Bibliothek. Felix Meiner Verlag. Hamburg. 1969.

-tj 篠田英雄「世界公民的見地における一般史の構想」

篠田英雄 (訳) / カント (著)『啓蒙とは何か』, 岩波文庫, [1950] / 1978. 所収

KAWAMATA H, 川又祐,

「官房学」. 田村信一・原田哲史 (編著)『ドイツ經濟思想史』, 川又祐 / 池田幸弘 / 植村邦彦 / 保住敏彦 / 八木紀一郎 / 雨宮明彦, 八千代出版, 東京, 2009.

KUCZYNSKI, Jürgen

Zur politökonomischen Ideologie in Deutschland vor 1850 und andere Studien. Akademie-Verlag, Berlin, 1960

NIELSEN Axel,

Den tyske Kameralvidenskabs Opstaaen i det 17. Aarhundrede. [Köbenhavn 1911]

-td *Die Entstehung der deutschen Kameralwissenschaft im 17. Jahrhundert.*

Ins Deutsche übertragen von Gustav Bargum. Verlag Sauer & Auvermann, Frankfurt a.M. 1966.

RAU Karl Heinrich :1792-1870

1 *Grundriß der Kameralwissenschaft oder Wirtschaftslehre für encyclopädische Vorlesungen.*

[Heidelberg, 1823] [一橋大：メンガー文庫 Comp.263]

2 *Ueber die Kameralwissenschaft. Entwicklung ihres Wesens und ihrer Theile.*

Heidelberg, Universitäts=Buchhandlung von C.F. Winter. 1825

3 *Lehrbuch der politischen Oekonomie,* [1826-37]

-r Mit einer Einleitung herausgegeben von Bertram SCHEFOLD. Hildesheim, Olms. 3v in 4. 1997.

ROSCHER Wilhelm, 1817-1894

1 *System der Volkswirtschaft.* Ein Hand= und Lesebuch für Geschäftsmänner und Studierende.

* Erster Band : Die Grundlagen der Nationalökonomie. Stuttgart und Tübingen. J.G.Cotta'scher Verlag. 1854.

* Zweiter Band : Nationalökonomik des Ackerbauens und der verwandten Urproduktionen. [1859]

-2 Zweiter Abdruck. Stuttgart. J.G.Cotta'scher Verlag. 1860.

* Vorrede zur ersten und zweiten Auflage. October 1859; Mai 1860.

* Dritter Band : Nationalökonomik des Handels und Gewerbfließes. [1881]

-2 Zweite Auflage, der ersten unveränderten Abdruck.

Stuttgart. Verlag der J.G.Cotta'schen Buchhandlung. 1881.

* Vierter Band : System der Finanzwissenschaft.

- Stuttgart. Verlag der J.G.Cotta'schen Buchhandlung.1886
- * Fünfter Band : System der Armenpflege und Armenpolitik.
Stuttgart : Verlag der J.G.Cotta'schen Buchhandlung.1894.
- 2 *Geschichte der National= Oekonomie in Deutschland.*
Geschichte der Wissenschaften in Deutschland. Neuere Zeit, Vierzehnter Band. Geschichte der Nationalökonomie. Auf Veranlassung und mit Unterstützung seiner Majestät des Königs von Bayern MAXIMILIAN II.
Herausgegeben durch die histor. Commission bei der königl. Akademie der Wissenschaften. München. R. Oldenbourg. 1874.
- SAKAI E, 坂井榮八郎, 1935-
『十八世紀のドイツ』, 『岩波講座 世界歴史』, 第17巻, 1970
- SCHILLER Johann Christoph Friedrich von, 1759-1805.
- 1 *Don Karlos.* Infant von Spanien Ein dramatisches Gedicht, [1767]
 - 2 Schillers Werke. Dritter Teil.
 - tj 佐藤通次『スペインの太子ドン・カルロス』岩波文庫, 1940
 - 2 *Die Jungfrau von Orleans.* [1800-1802]
 - 2 Schillers Werke. Fünfter Teil
 - tj 佐藤通次『オルレアンの乙女』, 岩波文庫, [1938] /1941
 - X1 Schillers Werke. Auswahl in Zehn Teilen.
Auf Grund der Hempelschen Ausgabe neu herausgegeben mit Einleitung und Anmerkungen versehen von Dr. Arthur Kutscher. Deutsches Verlagshaus Bong & Co. Berlin. Leipzig. Wien. Stuttgart. 1907?
- SECKENDORFF Veit Ludwig von, 1626-1692.
- 1 *Teutscher Fürsten-Stat,* oder: Gründliche und kurtze Beschreibung welcher gestalt Fürstenthümer, Graff- und Herrschaften im Heiligen Römischen Reich Teutscher Nation, welche Landes-Fürstliche und Hohe obligkeitliche Regalia haben, von Rechts- und löblicher Gewonheit, wegen beschafften zu seyn, Regieret, mit Ordnungen Satzungen, Geheimen und Justitz Cantzeieyen, Consistoriis und anderen hohen und niederen Gerichts-Justantien, Aemptern und Diensten verfasst und versehen, auch wie der oselben Cammer-und Hoffsachen bestellt zu werden pflegen. [Frankfurt a.M. 1656.]
 - 2 [3tte Aufl : Additiones zum Teutschen Fürstenstat. 1664.]
 - r : Unveränderter Neudruck der Ausgabe Frankfurt am Main 1665. Mit einem Vorwort von Ludwig Fertig.
Verlag Detlev Auvermann KG. Glashütten im Taunus. 1976.
 - 3 5-te Aufl. Teutscher Fürsten=Stat. Nun zum fünfftenmal übersehen und auffgelegt/ Auch mit einer gantz= neuen Zugabe/ Sonderbahrer und wichtiger Materien um ein grosses Theil vermehret. Mit Churfl. Sächs. special-Begnadigung. Frankfurt und Leipzig/ Verlegts Johann Meyer/ Buchhändler. 1687.
- SHIMA Y, 島恭彦, 1910-1996,
『近世租税思想史』, 有斐閣, 東京, [1938] /1948
- SMALL Albion W.
The Cameralists. The Pioneers of German Social Polity. The University of Chicago Press. 1909.
- SMITH Adam :1723-1790
An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations. [1776]
- r Faksimile-Edition. [Klassiker] ,1986.
 - 2 Edited, with an Introduction, Notes, Marginal Summary and an enlarged Index by EDWIN CANNAN.
Volume I. Methuen & Co. Ltd., London. 1904./ Volume II. G.P. Putnam's Sons New York. 1904.
 - tj1 『諸国民の富』
*1 大内兵衛/松川七郎 (訳), 岩波文庫, 1959
- SODEN Friedrich Julius Heinrich, Grafen von, 1754-1831.
- 1 *Die Nazional=Oekonomie.* Ein philosophischer Versuch, über die Quellen des Nazional= Reichthums, und über die Mittel zu dessen Beförderung. 4 Bde. (Insgesamt 9 Bde.) Leipzig, bey Johann Ambrosius Barth.
* Bd. 1/ 2 1805-6. 2 Bde in 1.
* Bd. 2-4, 1806-10. 3 Bde. [一橋大学メンガー文庫 : Comp.367]
- STEIN Lorenz von, 1815-1890.
System der Staatswissenschaft. 1852-56.
- * Erster Band : System der Statistik, der Populationistik und der Volkswirtschaftslehre.
J.G.Cotta'scher Verlag. Stuttgart und Tübingen, 1852.
 - * Zweiter Band : Die Gessellschaftslehre. Erste Abtheilung. Der Begriff der Gesellschaft und die Lehre von den Gesellschaftsklassen.

- J.G.Cotta'scher Verlag. Stuttgart und Augsburg. 1856.
- STORCH, ШТОРХ Андрей Карлович, 1766-1835.
[Heinrich Friedrich von Storch, Henri]
- 1 *Gemählde von S. Petersburg.*
* Erster Theil. [1792] ,
* Zweiter Theil. Riga, 1794. bei Johann Friedrich Hartknoch.
- tswed. *Beskrifning om St. Petersburg.* Stockholm, Trykt hos Johan Pahr Lindh.
* Foerra Delen. 1799.
* Sednare Delen. 1800.
- te *The Picture of Petersburg.* London : Printed for T.N. Longman. 1801.
- 2 *Statistische Übersicht der Statthalterschaften des Russischen Reichs nach ihren merkwürdigsten Kulturverhältnissen in Tabellen.* Riga : 1795. Bei Johann Friedrich Hartknoch.
- 3 *Historisch=statistisches Gemälde des Russischen Reichs am Ende des achtzehnten Jahrhunderts.*
8v+Supplement. [1797-1803] .
Theil 1-2, Riga : bei Johann Friedrich Hartknoch. 1797.
Theil 3-8 and the supplement have imprint : Leipzig, J.H. Hartknoch.
Theil 3 : 1799./ Theil 4 : 1800 / Theil 5 : 1802. Theil 6 : 1801./ Theil 7:1803./ Theil 8 : 1803.
[早稲田大学図書館 : 中央 4F貴重書庫 ED 05257 1-8
Accompanied by : Supplementband zum fünften, sechsten und siebenten Theil des historisch-statistischen Gemäldes des Russischen Reichs. 70 p. Chiefly tables. Published separately in 1802.] [早稲田大学図書館 : 中央 4F貴重書庫 : ED 05257 9]
* Theil 2, Riga : bei Johann Friedrich Hartknoch. 1797.
- r Goldsmiths'-Kress library of economic literature ;
Reel:Supple.341-342:no.16938.1-6 suppl. [駒澤大学 : MP/N 1 0]
- r2 : Unabridged facsimile of the edition published in 1797
by Johann Friedrich Hartknoch, Riga.
Elibron Classics. 8 Bde. www.elibron.com
Adamant Media Corporation. 2005.
- 4 *Cours d'Economie Politique, ou Exposition des Principes qui Déterminent la Prospérité des Nations.* Ouvrage qui a servi à l'instruction de Leurs Altesses Imperiales, les grands-ducs Nicolas et Michel. 6v. [St. Petersburg 1815]
- r *Cours d'économie politique.* Mit einer Einleitung herausgegeben von Bertram Schefold. Olms-Weidmann. Hildesheim. Zürich. New York. 1997.
- td *Handbuch der National=Wirtschaftslehre.* Aus dem Französischen, mit Zusätzen, von Karl Heinrich Rau. 3 Bde. Hamburg, bei Perthes und Besser. 1819. [早稲田大学図書館 : EB 5506]
- r Dieser unveränderte reprographisches Nachdruck wurde in einem Laser-Druck-Verfahren auf säurefreiem und alterungsbeständigem Werkdruck-Papier 1998 hergestellt von Verlag und Antiquariat Gruber, Dillenburg.
- 2 Avec des Notes Explicatives et Critiques, par J.-B. SAY. 4v. Paris, J.-P. Aillaud; Bossange; Rey et Gravier. 1823.
* (Tome 5) *Considerations sur la Nature du Revenu National.* [1824]
-r Kessinger Publishing's Legacy Reprints. USA. [2010?]
- 5 *Разборъ Отвъ тныхъ Сочиней на Задачу по Части Политической Экон оміи.* Императорскою С.Петербургскою Наукою въ 1826 году.
С.Петербургъ, при Императорской Академіи Наукъ. 1829.
- STURM Karl Christoph Gottlieb.
Grundlinien einer Encyclopaedie der Kameralwissenschaften, zu Vorlesungen entworfen. Jena, bei Friedrich Frommann. 1807.
- TAKAHASHI S. 高橋誠一郎, 1884-1982
『重商主義經濟學說研究』, 改造社, 東京, 1932.
- TAUTSCHER Anton. 1906.
Geschichte der Volkswirtschaftslehre. Grundrisse der Sozialwissenschaften. Band 1. Verlag A. SEXTL. Wien. 1950.
- WEBER Friedrich Benedict, 1774-1848.
Einleitung in das Studium der Cameralwissenschaften, nebst dem Entwurf eines Systems derselben. Berlin. Bei Heinrich Froelich. 1803.
- WYSOCKI Josef.
"Zur kameralistischen Theorie der Besteuerung von Grund und Vermögen unter Bezug auf die Reform Josefs II."
SEÖ, II. 1982.

Domus Dei-te *Domesday Book*

-X ELLIS Henry,

A General Introduction to Domesday Book:

Accompanied by Indexes of the Tenants in Chief, and Under Tenants, at the Time of the Survey : as well as of the Holders of Lands mentioned in Domesday anterior to the Formation of that Record : with An Abstract

of the Population of England at the Close of the Reign of William the Conqueror, so far as the same is actually entered. Illustrated Numerous Notes and Comments. In Two Volumes. [1833]

-xr A Facsimile reprint published by Frederick Muller Ltd. London. 1971.

* ヴィリ・ザウワー出版社 (Willi Sauer Verlag) 『ローテンブルク オプ デア タウバー』
日本語版、ローテンブルク内、2007、

〔後記〕

この論文を作成するに当たり、一橋大学図書館、早稲田大学図書館、駒沢大学図書館に大変お世話になりました。御礼申し上げます。

2012/06/22 成稿

MAGNA CARTA

1 田中秀央『羅和对訳 マグナ・カルタ MAGNA CARTA』,
京都女子大学出版部,京都,1960.

2 HOLT James Clarke.1922-
MAGNA CARTA,
Cambridge at the University Press.1965.

-2 Second edition. Cambridge University Press. 1992.

-2tj 森岡敬一郎『マグナ・カルタ』,慶應義塾大学出版会,東京,2000.

G-G : Geschichtliche Gubndbegriffe:

Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland. 8 Bde.1972-1997.

Herausgegeben von Otto Brunner / Werner Conze / Reinhart Koselleck.

Ernest Klett Verlag Stuttgart

<Klassiker> : Klassiker der Nationalökonomie.

Die Handelsblatt-Bibliothek. Eine Faksimile-Edition. Herausgegeben und unter wissenschaftlicher Beratung von Karl-Dieter Gruske, Herbert Hax, Arnold Heertje und Bertram Schefold.

Mitbegründet von Wolfram Engels, Friedrich August von Hayek und Horst Claus Recktenwald.

Verlag Wirtschaft und Finanzen im Schaffer-Poeschel Verlag. Dusseldorf.

SEÖ : Studien zur Entwicklung der ökonomischen Theorie. Schriften des Vereins für Socialpolitik.

Gesellschaft für Wirtschafts- und Sozialwissenschaften. Neue Folge Band 115.

Duncker & Humblot/ Berlin. (1981-)

Etymologisches Wörterbuch des Deutschen.

Herausgegeben von Wolfgang PFEIFER. Akademie-Verlag. Berlin. 1989.